

平成15年第1回北信広域連合議会定例会会議録

---

北信広域連合告示 第1号

平成15年2月4日(火) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

---

平成15年2月4日(火) 午前10時開議

---

議事日程(第1号)

- 1 開会
- 2 臨時議長紹介・あいさつ
- 3 仮議席の指定
- 4 広域連合長あいさつ
- 5 議案第1号 議長選挙
- 6 議席の指定
- 7 会議録署名議員指名
- 8 会期等の決定
- 9 議案第2号 副議長選挙
- 10 議案第1号 平成15年度北信広域連合一般会計予算
- 11 議案第2号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 12 議案第3号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 13 議案第4号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 14 議案第5号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 15 議案第6号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 16 議案第7号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 17 議案第8号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 18 議案第9号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
- 19 議案第10号 平成15年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 20 議案第11号 平成15年度北信広域連合公平委員会特別会計予算
- 21 議案第12号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

---

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり(23名)

1番	渡邊 力君	13番	内田 克己君
2番	荻原 勉君	14番	大塚 一夫君
3番	山上 政彦君	15番	湯沢 茂佐久君
4番	丸山 惣平君	16番	大塚 武志君
5番	佐藤 秀彦君	17番	青木 豊一君
6番	小林 洋之君	18番	高野 福一郎君
7番	中山 稿一君	19番	桜沢 恒友君
8番	赤津 安正君	20番	上野 博文君
9番	望月 弘幸君	21番	浦野 良平君
10番	中嶋 元三君	22番	山崎 治茂君
11番	高木 尚史君	23番	湯本 一君
12番	山崎 一郎君		

欠席議員 次のとおり(0名)

無し

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長	松島 輝男	保険福祉係長	宮崎 均
事務局次長補佐	海野 昇正	主査	湯本 与志一

---

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿貫 隆夫君	幹事	竹節 義孝君
副広域連合長	木内 正勝君	幹事	芳川 憲夫君
副広域連合長	(代)横田 久夫君	幹事	富井 義道君
副広域連合長	柳澤 萬壽雄君	幹事	宮本 昭雄君
副広域連合長	高橋 善造君	幹事	桑原 富平君
副広域連合長	清野 眞木生君	事務局次長	月岡 保男君
副広域連合長	高橋 彦芳君	望岳荘施設長	小林 美弥子君
助役	村木 照忠君	高社寮施設長	池田 剛君
収入役	佐藤 善郎君	千曲荘施設長	松木 隆一君
監査委員	岡本 勝君	いで湯の里施設長	中山 敏君
幹事	西沢 弘行君	菜の花苑施設長	丸山 善雄君
幹事	石沢 雄司君	ふるさと苑施設長	丸山 正光君

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が臨時議長の紹介を行う。)

## 1 開 会

### 2 臨時議長紹介・あいさつ

**臨時議長(丸山惣平君)** ただいま、ご紹介をいただきました丸山惣平であります。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時議長の職務を行います。

何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

(事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

**臨時議長(丸山惣平君)** ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、平成15年第1回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承をお願いいたします。

---

## 2 仮議席の指定

**臨時議長(丸山惣平君)** 日程3、この際、議事の進行上、新しく議員になられました議員について、仮議席を指定します。

仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

---

**臨時議長(丸山惣平君)** ここで、広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 本日ここに、平成15年第1回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

この冬は、当初、暖冬傾向と予想されておりましたが、昨年12月以降寒い日が続く、長野地方気象台は、今月から3ヶ月予報で、この冬の平均気温について、「平年並みか低くなる見通し」と、予想を修正いたしました。この冬の降雪量は、今のところ平年並みではあるものの、1月下旬の大雪では、果樹の枝折れ、ハウスの倒壊等、農作物等への被害がかなりあったと聞いております。被害にあわれた皆さんには、心よりお見舞いを申し上げます。また、今後の気象の変化、降雪の状況によりまして、被害の拡大も懸念されるところであります。十分な予防対策をお願いするものであります。

さて、当地域で進められております大型事業も、日に日に、その容姿が目に見えてきております。上信越自動車道の4車線化工事におきましては、「上今井トンネル」の本体工事も完了し、また、中野市と豊田村境の千曲川に架かる「北千曲川橋」二期線の、橋桁設置工事もこのほど始まり、2005年3月の完成に向けて、着々と進んでおります。また、北陸新幹線の建設につきましても、工事が進み、長丘バイパスの高

架橋の橋脚、綱切橋上流に架かる「菜の花大橋」の橋台、と、その力強い容姿を見せてくれております。計画どおりの完成、開通を期待するものであります。

次に、経済情勢についてですが、県下でも依然引き続き景気の低迷により、厳しい状況が続いております。日銀松本支店が発表しました12月の県内企業短期経済観測調査、いわゆる「短観」によりますと、業況判断指数は、前回より1ポイント低下するなど、「県内景気は横ばい状態だが、輸出の不透明感などから先行きに慎重な見方が強まっている」と、しております。また、国がまとめた1月の月例経済報告は、「引き続き一部に持ち直しの動きが見られるものの、このところ弱含んでいる」とし、景気判断を3ヶ月連続で下方修正をいたしました。「昨年度初めから回復を始めた景気は、生産と消費の変調で、早くも停滞感を強めている」と、新聞では報じております。

さて、管内の市町村合併の動きにつきましては、中野市、山ノ内町、豊田村による岳南地域での任意合併協議会が、昨年11月30日に発足し、また、岳北地域でも、飯山市、木島平村、野沢温泉村による、任意合併協議会の設立準備会的な「合併問題研究会」が、この6日に発足されると聞いております。また、栄村についても、自律研究チームに参加され、方向性を研究しているという事でございます。

何れにいたしましても、住民の皆さんの大いなる参加のもと、民意の十分に反映された方向性が出ることを期待しております。

北信広域連合の主要事業であります、老人ホームの運営につきましては、関係の皆さんのご協力によりまして、順調に推移しております。平成15年度からは、介護報酬が見直され、平均4%引き下げられるとの報道があります。今後とも、健全経営を通じて、施設利用者のサービスを行っていく所存であります。

ここにきて、猛威をふるっております「インフルエンザ」につきましては、各施設、細心の注意を払い、万全な態勢をとっているところではありますが、一施設においては、入所者の感染・発症の報告を受けております。現在は、終息に向かっておりますが、今後も入所者の健康管理に、十分な対応をしていきたいと考えております。

平成15年度予算につきましては、広域連合としても、また、介護保険制度が施行されてから3年を終え、運営内容も安定化して参りました。厳しい財政状況のもと、従来は、施設建設時の起債償還金は、構成市町村の分担金でお願いしてきましたが、新年度からは、各施設事業特別会計で負担をするなど、基本的には独立採算が取れる体制づくりを、今後とも探求し、努力をしていきたいと考えております。細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、今後とも健全財政の堅持に努め、北信地域の福祉増進に努めて参る所存であります。

現在、平成15年度から平成19年度目標の「第2期介護保険事業支援計画」の策定作業が、市町村計画をもとにして、県において進められており、1月30日開いた懇話会に示した案によると、特養の施設整備水準では、管内において、70床増床する内容になっております。

この施設整備に当たっては、正副広域連合長会におきまして協議を始めており、できるだけ早い時期に、まとめたいと考えております。議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申し上げます次第であります。

本日提案いたします議案は、予算案11件、人事案1件の計12議案であります。よろしくご審議いた

できますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

---

## 5 議 第1号 議長選挙

**臨時議長（丸山惣平君）** 日程5、議第1号 議長選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**臨時議長（丸山惣平君）** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**臨時議長（丸山惣平君）** ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

議長に、小林洋之君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま、議長において指名いたしました小林洋之君を、議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**臨時議長（丸山惣平君）** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました小林洋之君が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました小林洋之君が、議場におられますので、北信広域連合議会会議規則第32条により、本席から、当選の告知をいたします。

この際、小林洋之君に、ごあいさつをお願いいたします。

小林洋之君。

（小林洋之君 登壇）

**議長（小林洋之君）** ただいま、指名推選によりまして選任されました小林洋之でございます。議長さんは、まだ外にも大先輩、適任者等おろうかと思いますが、いま丸山議長様の方からご指名をいただきましたので、力不足でございますが、頑張っていきたいと思っております。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。この席から、連合長はじめ執行部の皆さんにもよろしくお願い申し上げます。連合議会は、7市町村の議会が寄ってお互い合同で議事を進めていく組織だと思っております。連合の、この広域の中に住んでいる住民の皆さんはそれぞれ行政の枠を乗り越えて日夜生活をしているわけで、その行政と行政の溝というか、そういう部分をなくしていくのがこの連合議会ではないかな、連合組織ではないかなと思っております。そういう意味で、広域の力をおおいに発揮いたしまして、住民に役立つ、そんな議会になっていければいいな、こんなふうに思います。大変微力ではありますが、頑張っていきたいと思っております。ましてや、この連合議会は12年に組織されたものでございまして、歴史も浅いわけございましていろんな場面で欠点もあろうかと思っております。そんな面は、又皆さんのご意見を聞きながら、おおいに改善をしながらこの広域の議会とし

てうまく進めていけるように、その立場で真剣に頑張っていくつもりでありますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。以上簡単であります。就任に当たってのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

**臨時議長(丸山惣平君)** それではここで、議長を交代いたします。

小林洋之君、議長席にお着きください。

(議長の交替)

**議長(小林洋之君)** 議長を交代いたしました。

---

## 6 議席の指定

**議長(小林洋之君)** 日程6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により議長において指定いたします。議員の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

(事務局長松島輝男君が、議員氏名と議席番号を朗読する。)

ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

---

## 7 会議録署名議員の指名

**議長(小林洋之君)** 日程7、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

11番、高木尚史君、

12番、山崎一郎君を

指名いたします。

---

## 8 会期等の決定

平成15年第1回北信広域連合議会定例会運営日程(案)

会期：平成15年2月4日(火)～2月7日(金) 4日間

月日	曜日	時間	会議	摘要
2月4日	火	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
5日	水		休会	議案審査のため
6日	木		〃	〃
7日	金	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

**議長(小林洋之君)** 日程8、会期等の決定について、を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、お手元に配布いたしました、平成15年第1回北信広域連合議会定例

会、運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小林洋之君）** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

---

## 9 議 第2号 副議長選挙

**議長（小林洋之君）** 日程9、議第2号副議長選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小林洋之君）** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

おはかりいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小林洋之君）** ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、中嶋元三君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま、議長において指名いたしました中嶋元三君を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長（小林洋之君）** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました中嶋元三君が、副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました中嶋元三君が、議場におられますので、北信広域連合議会会議規則第32条により、本席から、当選の告知をいたします。

この際、中嶋元三君に、ごあいさつをお願いいたします。

中嶋元三君。

（中嶋元三君 登壇）

**副議長（中嶋元三君）** ただいま、議員各位の指名推選によりまして、副議長に就任いたしました中野市議会の中嶋元三でございます。もとより、微力ではございますけれども、小林議長を補佐し、精一杯努めさせていただきます。それにつきましても、議員各位のご協力、又理事者の皆様方、それから本日もご列席の皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。はなはだ整いませんけれども、就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

**議長（小林洋之君）** 議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び定期監査の審査の結果をお手元に配布いたし

てありますのでご了承願います。

- 
- 10 議案第1号 平成15年度北信広域連合一般会計予算
  - 11 議案第2号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
  - 12 議案第3号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
  - 13 議案第4号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
  - 14 議案第5号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
  - 15 議案第6号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
  - 16 議案第7号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
  - 17 議案第8号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
  - 18 議案第9号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算
  - 19 議案第10号 平成15年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
  - 20 議案第11号 平成15年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

議長（小林洋之君） 日程10、議案第1号、平成15年度一般会計予算から、日程20、議案第11号、平成15年度公平委員会特別会計予算までの11議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第1号から議案第11号までの11議案を、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 平成15年度北信広域連合一般会計予算について申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本案の予算総額は、昨年度とほぼ同額の2億9,812万3千円でございます。予算の内容について申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金が、1億8,819万9千円であります。組織市町村からの経常経費、介護保険、特養の1施設分にかかる起債償還金、及び病院群輪番制病院運営補助事業分担金等を計上いたしました。県支出金では、2,655万3千円を計上いたしました。内訳は、地域づくり総合支援事業補助金、327万6千円、救急医療対策費補助金、2,327万7千円であります。

繰入金については、本年度から、先程申し上げました4施設の特養建設時の起債償還分7,125万9千円及び、事務局職員の一般管理費相当分938万9千円を、老人ホームの各特別会計からの繰入金として計上しました。

歳出の主なものでは、総務費が、7,750万2千円で、この内、職員7人分の人件費のほか、新規事業といたしまして、長野広域連合と北信広域連合が連携して、両連合管内の小・中学生を対象に、広域連携と観光PR及び施設利用拡大を図るための、広域観光施設ガイド作成、無料配付の、事業費150万円、また、平成14年度事業で作成中の広域観光ホームページを活用し、管内の観光案内、施設・イベント情報等



、利用者の立場に立った情報提供と、地域振興を図るため、「道の駅」等3箇所へのキオスク端末設置等事業費448万8千円を計上いたしました。

民生費は、3,334万3千円で、この内、職員2人分の人件費を含む、介護認定審査会の運営等に2,404万2千円、特別養護老人ホーム望岳荘改築事業に充てた、ふるさと市町村圏基金への償還金を、繰出金として、923万5千円を計上いたしました。

衛生費では、病院群輪番制病院運営事業補助金3,491万6千円、公債費では、老人ホーム建設に係る起債償還金として、1億5,094万2千円を計上いたしました。

次に、議案第2号 平成15年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

はじめに、特別養護老人ホームに関しまして、各施設に共通する事項についてご説明いたします。介護保険の導入から、満3年が経過し、各施設とも運営が安定化してきており、剰余金もある程度、安定的に見込めるようになって参りました。このため、平成14年度までは、特別養護老人ホームの建設時の起債償還金分を、市町村分担金でお願いして参りましたが、本年度からは、4施設については、各特別会計から支出することといたしました。ただし、菜の花苑事業特別会計につきましては、起債借入れ時の経過もあり、従来どおり市町村分担金でお願いしてございます。また、事務局職員の一般管理費相当分についても同様に、全施設事業特別会計で負担することとし、市町村分担金を軽減いたしました。

なお、特別養護老人ホーム事業特別会計については、現在、国で介護報酬の見直しがなされておりましたが、報酬の引き下げが検討されているところではありますが、新報酬単価がまだ決定されていないため、今回は、平成14年度単価で編成をしてございます。今後、報酬額の改定がなされた場合は、10月補正で対応をさせていただきたいと考えております。

施設入所者へのサービス向上面についてですが、まず、看護・介護職員の人員基準、3対1に満たない施設については、従来、臨時職員対応をして参りましたが、本年度から、嘱託化を図り、より専門性の高い看護・介護に努めたいと考えております。また、入所者に快適に生活いただけるよう、食事時・入浴時の介助、痴呆性老人の処遇対応及び、2施設への短期入所者の送迎時代替等の臨時職員を、従前どおり国の基準より増員しており、引き続きサービスの維持・向上に努めたいと考えております。

改修等の工事につきましては、本年度、千曲荘において、国庫補助を受け、屋根の修繕等の大規模修繕工事を予定しております。

入所者の処遇改善・安全性の確保の面からは、エアーマット、無圧マットの充実、滑り防止式・リクライニング式車椅子への更新、高社寮及び千曲荘の特殊浴槽の更新等を予定しております。

また、情報化の推進、事務の効率化を図るため、各施設にパソコンを配備し、インターネット接続をする予定であります。

次に、昨年の8月7日に施行された「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正関係でございますが、この改正によりまして、「介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を、優先的に入所させるよう努めなければならない。」ということになりました。これを受け、当連合では、優先入所順位の決定の透明性、公平性を確保した基準づくり、及びこれに基づき決定した順位により、各施設で名簿を作成する等を内容と

する「検討委員会の設置要綱」の策定手続きを、現在進めております。平成15年4月1日から「特別養護老人ホーム入所検討委員会」を設置し、運営をしていく予定であり、これにより優先度の高い方からの施設入所がより図れるものと考えております。

それでは、特別養護老人ホーム 望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。本案は、望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、4億723万3千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として、3億9,032万円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、3億4,632万1千円であり、施設整備に係る起債償還分及び事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に1,510万2千円、駐車場等舗装工事100万円、低床ベッド・エアーマットなど、利用者サービスの改善に係る備品に134万4千円、人員基準の不足分5名の嘱託化に伴う報酬などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に5,700万円を計上しております。

次に、議案第3号 平成15年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、3億2,428万9千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として、3億196万4千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、2億6,728万8千円であり、事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に147万8千円、ボイラー室配管改修工事137万2千円、特殊浴槽など、設備・備品の老朽化に伴う更新に528万2千円、折りたたみ滑り防止式車椅子など、利用者サービスの改善に係る備品に83万8千円などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に5,360万円を計上しております。

次に、議案第4号 平成15年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るもので、予算総額は、1億1,316万2千円でございます。

歳入では、主な財源であります、老人保護措置費負担金として、1億1,231万2千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、1億866万2千円であり、事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に43万5千円、ボイラー室配管改修工事98万円、居室9室の畳替えに、31万2千円などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に120万円を計上しております。

次に、議案第5号 平成15年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇に係るもので、予算総額は、2億7,100万円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として、2億6,053万9千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、2億6,539万9千円であり、施設整備に係る起債

償還分及び事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に1,754万3千円、居室等エアコン設置工事175万円、特殊浴槽、汚物除去機など、設備・備品の老朽化に伴う更新に756万円、滑り防止式車椅子など、利用者サービスの改善に係る備品に72万4千円などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に260万円を計上しております。

次に、議案第6号 平成15年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、養護老人ホーム入所者50人の処遇に係るもので、予算総額は、1億3,120万円でございます。

歳入では、主な財源であります、老人保護措置費負担金として、1億1,175万2千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、1億2,969万円であり、事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に43万5千円、屋根修理及びボイラー更新工事等の大規模修繕工事、エアコン設置工事等に、1,666万4千円、車椅子用体重計など、利用者サービスの改善に係る備品に29万1千円などを計上いたしました。

次に、議案第7号 平成15年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、いで湯の里的施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇に係るもので、予算総額は、3億3,726万7千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として、3億2,322万円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、3億2,724万7千円であり、施設整備に係る起債償還分及び事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に3,137万6千円、食器洗浄機など設備・備品の老朽化に伴う更新に539万7千円、電動ベッド、リクライニング式等車椅子、エアーマットなど、利用者サービスの改善に係る備品に263万3千円、人員基準の不足分4名に係る所要額などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に600万円を計上しております。

次に、議案第8号 平成15年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、菜の花苑の施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇に係るもので、予算総額は、2億9,139万6千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として、2億8,154万円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、2億6,759万3千円であり、事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に130万4千円、呼吸治療機器、リクライニング式等車椅子、エアーマットなど、利用者サービスの改善に係る備品に85万円、人員基準の不足分4名の嘱託化に伴う報酬などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に1,800万円を計上しております。

次に、議案第9号 平成15年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、ふるさと苑の施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇に係るもので、予算総額は、3億197万2千円でございます。

歳入では、主な財源であります、施設利用者負担金として、2億9,711万3千円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇に係る民生費が、2億7,827万1千円であり、施設整備に係る起債償還分及び事務局職員の一般管理費相当分の一般会計繰出金に1,297万5千円、滑り防止式車椅子など、利用者サービスの改善に係る備品に62万3千円、人員基準の不足分4名の嘱託化に伴う報酬などを計上いたしました。諸支出金では、財政調整基金積立金に2,070万円を計上しております。

次に、議案第10号 平成15年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が、1,578万8千円でございます。

歳入では、基金利子802万3千円、特別養護老人ホーム望岳荘建設事業貸付に係る元金の返済が始まることから、その繰入金596万5千円、繰越金180万円を計上いたしました。

歳出では、広域圏振興整備事業費に、845万1千円を計上いたしまして、文化の里、スポーツの里づくり事業等のソフト事業を実施するほか、広域広報紙「虹の仲間」の発行を予定しております。また、本年度から、望岳荘建設事業貸付に係る元金の返済が始まることから、その積立金596万5千円を計上いたしました。

次に、議案第11号 平成15年度公平委員会特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が、140万円でございます。

歳入では、共同処理する組織市町村等からの分担金、74万9千円、他会計繰入金10万1千円のほか、繰越金を計上いたしました。

歳出では、総務費134万2千円のほか、予備費を計上いたしました。

以上、11議案につきまして、一括ご説明申し上げます。

老人ホームの運営につきましては、快適で、より質の高いサービス提供に努めておりますが、今後とも、職員の接遇・専門研修を実施し、職員の資質向上に努め、施設利用者の処遇向上に努力して参りたいと考えております。

なお、主要事業の概要につきましては、お手元に「主要施策概要説明書」を申し上げますので、参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議をお願いいたします。

---

## 21 議案第12号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

議長（小林洋之君） 日程21、議案第12号公平委員会委員の選任の同意について、を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 議案第12号 公平委員会委員の選任の同意について、を申し上げます。

本案につきましては、現委員の池田榮子氏の任期が、来たる4月24日をもちまして満了となります。後任の委員として、元中野市農業委員会委員の高橋多紀栄氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

---

**議長（小林洋之君）** 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

---

（散 会）

（午前10時42分）

平成15年2月7日(金) 午前10時開議

---

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

---

本日の会議に付した事件 …… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり(22名)

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1番 渡 邊 力 君    | 12番 山 崎 一 郎 君   |
| 2番 荻 原 勉 君    | 13番 内 田 克 己 君   |
| 3番 山 上 政 彦 君  | 14番 大 塚 一 夫 君   |
| 4番 丸 山 惣 平 君  | 15番 湯 沢 茂 佐 久 君 |
| 5番 佐 藤 秀 彦 君  | 16番 大 塚 武 志 君   |
| 6番 小 林 洋 之 君  | 17番 青 木 豊 一 君   |
| 7番 中 山 稿 一 君  | 18番 高 野 福 一 郎 君 |
| 8番 赤 津 安 正 君  | 19番 桜 沢 恒 友 君   |
| 9番 望 月 弘 幸 君  | 20番 上 野 博 文 君   |
| 10番 中 嶋 元 三 君 | 21番 浦 野 良 平 君   |
| 11番 高 木 尚 史 君 | 23番 湯 本 一 君     |

欠席議員 次のとおり(1名)

- 22番 山 崎 治 茂 君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 事務局 長 松 島 輝 男   | 保険福祉係長 宮 崎 均  |
| 事務局次長補佐 海 野 昇 正 | 主 査 湯 本 与 志 一 |

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿 貫 隆 夫 君	幹 事	竹 節 義 孝 君
副広域連合長	木 内 正 勝 君	幹 事	芳 川 憲 夫 君
副広域連合長	(代) 横 田 久 夫 君	幹 事	富 井 義 道 君
副広域連合長	柳 澤 萬 壽 雄 君	幹 事	宮 本 昭 雄 君
副広域連合長	高 橋 善 造 君	幹 事	桑 原 富 平 君
副広域連合長	清 野 眞 木 生 君	事務局次長	月 岡 保 男 君
副広域連合長	高 橋 彦 芳 君	望岳荘施設長	小 林 美 弥 子 君
助 役	村 木 照 忠 君	高社寮施設長	池 田 剛 君
収 入 役	佐 藤 善 郎 君	千曲荘施設長	松 木 隆 一 君
監 査 委 員	岡 本 勝 君	いで湯の里施設長	中 山 敏 君
幹 事	西 沢 弘 行 君	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄 君
幹 事	石 沢 雄 司 君	ふるさと苑施設長	丸 山 正 光 君

---

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、事務局長松島輝男君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

**議長(小林洋之君)** ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

---

## 1 議案質疑

**議長(小林洋之君)** 日程1、議案質疑を行います。

議案第1号、平成15年度一般会計予算から、議案第11号、平成15年度公平委員会特別会計予算までの11議案についてお願いします。質疑がありましたらどうぞ。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** 大塚一夫議員。

**14番(大塚一夫君)** 第1号 平成15年度北信広域連合一般会計の予算書の中で、各施設からの繰入金80,648千円あるわけなんです、えらい各施設によって差があるわけなんです、この繰入金の算定基準を教えてください。

**議長(小林洋之君)** 事務局次長。

**事務局次長(月岡保男君)** お答えを申し上げます。7ページの関係でございます。3款繰入金の特別会計繰入金の関係でございます。それぞれの事業特別会計から繰り入れてもらう金額に施設毎のばらつきがございますが、これは施設建設費の違いが一つございます。それから管理的業務を行う職員の人件費でござ

いますが、これも各施設によって正職員の数にばらつきがございます。それによりまして、ここに記載のとおりそれぞれ各施設からの繰入金の金額に差が生じているわけでありまして、以上であります。

**議長（小林洋之君）** よろしいでしょうか。 はい、大塚一夫議員。

**14番（大塚一夫君）** 継続でお願いしたいと思いますが、15年度から介護報酬が特養の関係については4.2%ですか、削減、引き下げられる、こういう中で、その各施設の影響額、それから各施設財政調整基金の積み立ての予定額が前年度と大幅に差異を生じている施設があるわけですが、この原因について2点お願いします。

**議長（小林洋之君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** お答えいたします。施設ごとの影響額でございます。正確な算定はこれからでございますけれども、現在のところは全部あわせまして7,500万円程度、平均しますと1,250万円程度それぞれ減額になる見込でございます。それから、財調につきましては、それぞれの施設の、正規職員の数等による差異でございます。それから定員によりまして。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** 大塚議員さんよろしいですか。

（大塚議員 「はい」という声あり）

ほかにございますか。

（議事進行の声あり）

**議長（小林洋之君）** ありませんので、次に、議案第12号、公平委員会委員の選任の同意について、ご質疑ありましたらお願いします。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

**議長（小林洋之君）** 浦野良平議員。

**21番（浦野良平君）** 21番、浦野良平でございます。公平委員の同意については、人格的に言っても申し分ないと思っておりますし、公平委員としてふさわしいと思っておりますけれども、少しくお聞きしたいのは、この同意を得たいという解釈でございますけれども、市の職員録を見ますと、施設の長の辞令が交付されているように明記されておるわけでございます。その点からしまして、施設の長ということになりますと、非常に難しい問題が出てくるのではないかと思います。ということは、職員というふうになるか、まあ、考え方によっては公務員ではないと受け止めることもできますけれども、そうなってくるとこの仕事の内容とか、そういった点から言って非常に難しい問題が出てくるのではないかというふうに思います。また、規約の中では、人事案件については連合長が承認を得るように明記されておりますので、こんな点でどのようにお考えをされこのようにされたのかお聞かせを願いたい。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** ご質問にお答えをいたします。今回同意を受ける委員の方は高橋さんですが、文化公園の創造館の館長さんをしていただいているわけでありまして。これは、財団法人中野市振興公社の嘱託の職員という形であり、市職員から派遣しているわけではございませんので、全く振興公社の中での仕事の立場であります。従いまして地方公務員法の方では何かと問題になる点は全くないわけでありまして、そういったことは配慮せずに人物本位でお願いをしたというような経過がございます。兼職の要件には、該当し



ないということになります。

**議長（小林洋之君）** 浦野良平議員。

**21番（浦野良平君）** 継続でお願いします。確かに公務員法には抵触しないと思いますけれども、今申し上げましたとおり館長という職イコール公平委員というものに、理解が非常に、どういうふうにお考えのうえで、おやりになったか先ず第1にその点をお聞かせ願いたいということと、人事については承認を得るように規約の中になっておりますから、その点について市町村ごとの市長の考え方、それから、いま振興公社でいろいろな問題が起きた場合に、提訴する場合は、労働基準監督署しかないというに思うわけです。かたや労働基準監督署に提訴してそこでいろいろな問題がある、かたや、その職にある人が公平委員という裁く立場に立たなくてはならないというふうになると、私は思うわけです。その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思うわけです。

**議長（小林洋之君）** はい、綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 問題が発生した時には、確かに、いろいろとまた、それにしても、影響のあることも全くないとは、人間の関係ですからないわけで、上司であるとかいろいろなことがあるから。もっと大きな目で見まして、この委員になられる方の場合には、中野市の男女共生参画の活動についても造詣が深く一生懸命に活動している点を日頃見ておりまして、ま、そういうことから是非こういう仕事をさせていただきたいなとも思いましたので、何人かの候補があがってきた中から、是非この人を選任したいなという思いで判断いたしました。従いまして、あらかたのことについては、99.99%は、その問題から外れたところで十分ないい仕事がやっていただけるなというふうに思っておりますので、厳密に言えば全く関係のない問題だろうとは思いますが、そういった心配がないとはいえないことは当然考えられるとは思いますが。

**議長（小林洋之君）** 浦野良平議員。

**21番（浦野良平君）** 私は、いま申し上げているとおり、人物的には問題がないというふうにご考慮のわけですが、ただ施設長イコール公平委員というものの解釈をお聞かせいただきたいと思ったのでございますので、その点についてお願いします。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 私の判断では、問題ないと思っております。

**議長（小林洋之君）** ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

**議長（小林洋之君）** 無いようでしたら、以上で議案質疑を終結いたします。

## 2 一般質問

平成15年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件名	質問者		答弁者
		議席	氏名	
1	特養施設の新増設計画の見通しと運営について	14	大塚 一夫君	広域連合長
2	広域連合特養施設の増設について	4	丸山 惣平君	広域連合長
	ショートステイ入居者の送迎体制の確立について			
	広域行政の推進と合併問題について			
3	介護保険について	11	高木 尚史君	広域連合長
	広域連合ホームページについて			
	市町村等職員の人事交流について			
4	木島線代替バス等公共交通対策について	17	青木 豊一君	広域連合長
	障害者施策について			
	特養施設の職員体制の充実について			
5	広域連合特養施設の栄村への建設について	19	桜沢 恒友君	広域連合長

**議長（小林洋之君）** 日程2、これより一般質問を行います。本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、特養施設の新増設計画の見通しと運営について、14番 大塚一夫君。

（14番、大塚一夫君登壇）

**14番（大塚一夫君）** 14番、大塚一夫でございます。ひねたニューフェースでございますが、どうぞよろしくお願いたします。通告に従いまして特養施設の新増設計画の見通しと運営について伺います。綿貫連合長は、中野市長でもあるわけでございますが、昨年12月の市議会定例会において、特別養護老人ホームの新増設については、入所希望者の待ち期間の短縮を図るため、次期介護保険事業計画において、北信7市町村で70床の増床を計画中との事を明らかにされたところであります。また、本議会開会のごあいさつの中でも、現在70床の施設整備について正副連合長で協議をしており、できるだけ早い時期にまとめたいと表明されました。お聞きしますと現状においてさえ、300名近い入所待機者があるとのことですし、

予想をはるかに上回って進む少子高齢化により2,000万人もの人口が減る一方、65歳以上の高齢者の割合が35.7%になるとの見通しの中、当圏域ではその現象を先取りし平成19年度高齢者人口は、27,379人とシミュレーションしており、当然施設利用を余儀なくされる高齢者も増加するものと考えられ、特養施設の建設は喫緊の課題であると考えます。国・県の協議の見通し、建設年度、場所、施設内容、事業費等についてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、いただいた資料によりますと、長野県内における特養施設の公立・私立の設置数は、定員から計算して公立40%、私立、社会福祉法人の関係なんですが60%となっております。然るに北信広域圏内とは言えば、100%公立であり他の圏域とは際立った状況を見せている状況にあります。おりしも、構造改革特別区域法、いわゆる特区法による企業の特別養護老人ホームの運営について、厚生労働省は参入要件を自治体の判断にゆだねることを決めたところであります。民間活力を利用した施設建設をどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、施設建設と市町村など保健所単位で決める65歳以上の介護保険料の関連について伺います。つい先ごろ、県は第2期老人福祉計画を明らかにし、特別養護老人ホームは、現状を7,827人の定員を2007年には1,370人増やし、9,197人を目標にするとしております。また、入所希望の多い特別養護老人ホームなど施設サービスについては、在宅サービスが十分に利用された上での利用見込みを基準に目標を設定したものであり、さらには保険料負担への影響を考えると、施設整備による対応には限界があるとしています。特別養護老人ホームは、介護度の高い人が多く入所するわけで、利用者の負担が多くなるのはもちろん、保険者の負担も増え、従って保険料への跳ね返りは避けられません。ふるさと苑並みの70床ができた場合、保険料にどのような影響があるのかお尋ねをいたします。

次に、特養施設への入所判定に際し、透明性・公平性にどのように対処されているのか伺います。当圏域内特養6施設の平成13年度における入所者は100人、退所者は101人とのことであります。単純に計算して毎月8人余の人がどこかの施設に入っていることとなります。しかし、この時にどのような所で、誰が、何を基準に入所判定をしているのか、本当に入所が必要な人が優先的に入所できているのか、私にはどうもわからないのであります。厚生労働省では、現在必要性の高い申込者が優先的に入所できる仕組みを作るよう全国の自治体に求めているところでありますが、昨年暮れ、県からは施設の入所ガイドラインが示され、適切な入所基準の作成及び入所の決定について、公平性・透明性を確保するようにとの指導があったようですが、その取り組みはどうなっているのか、現状の取り組みと合わせてお尋ねし、質問いたします。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 大塚一夫議員のご質問にお答えをいたします。県は、平成15年度から19年度までの「第2期介護保険事業支援計画」で、北信圏域の特養整備目標数は、現在の420床に70床を加えた490床とし、7市町村が策定中の「第2期介護保険事業計画」を認めた内容となっております。この490床は、市町村が「介護保険事業計画」の作成にあたり、施設サービスの利用者を適切に見込むために参考にするよう厚生労働省が示した「参酌標準」に基づく目標数でございます。この厚生労働省の「参酌標準」では

、特養、老健、療養型の各施設サービスの整備目標ベッド数を、目標年度の65歳以上人口の、それぞれ1.5%、1.1%、0.6%、合計で3.2%と定めております。特養建設に要するスケジュールは、前回の例をとると、事前協議から開所まで最も早くて2年半でありました。建設場所については、栄村を前提として、検討することとしております。施設建設費は、平成13年4月開所した「ふるさと苑」は、入所定員70名、短期入所定員5名で、約12億9千万円であります。これから新設される居住福祉型は、全室個室化になるため、従来型に比べ、若干高くなると思われまます。

次に、民間活力を利用した施設建設をどう考えるか、というご質問でございますが、国では、構造改革特別区域法、PFI法などにより、特養についても、民間参入が容易になるよう規制緩和を進めております。また、県内各地で整備されている特養につきましては、平成11年以降新設されたもののうち、民間、社会福祉法人によるものが80%以上を占めるなど、全体として民間による施設経営という流れになっております。当圏域内でも、平成11年に「ふるさと苑」新設に際しましては、民間参入を図りましたが、結果的には、民間側のご都合がつかなかったこともありまして広域で設置・運営をすることになった経緯もございます。

それから、施設建設と介護保険料の関連につきましてですが、介護保険では、市町村がそれぞれ保険者になっており、介護サービス利用が増加すればするほど、介護保険料は増える仕組みになっております。ふるさと苑並みの、定員70人の特養が新たにできた場合、各市町村の65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料への影響額は、市町村によって差はありますが、平均すると月額で140円前後増額すると試算されております。

次に、特養ホームの入所判定に際し、透明性・公平性にどう対処されているかということでございますが、昨年8月の省令の一部改正によりまして、「入所の必要性の高い人を、優先的に入所させるよう努めなければならない」と規定され、また、同日付で、特養に、入所の必要度を判定するための検討委員会を設置するよう、指針が出されました。本連合でもこれに基づき、長野県が関係団体と協議のうえ策定しました「特養の入所ガイドライン」に準拠した設置要綱を、市町村と協議して策定したところでございます。4月よりガイドラインに則した「設置要綱」により、入所の必要性の高い人から入所していただくこととし、その運用に当たっては、透明性・公平性に努めるものとしております。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** 大塚一夫議員、再質問ありますか。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** 大塚一夫君。

**14番（大塚一夫君）** 継続をしてお願いをいたします。施設の建設については、先程答弁の中にもありましたが、第2期の介護保険事業計画の中で県の方でも認められた内容で、場所については栄村を前提として検討をしている、こういうお話がありました。連合長は、昨年この2月の議会において、答弁の中で、これまでの組合のときには、7市町村の中で設置されていないところを順に埋めていくという考え方が、今までの施設のルール化されたものであったと思います。しかし、連合になりましたりして、或いはまた介護保険制度が動きはじめた現況におきましては、必ずしもそのルールだけの順番ではない、総合的な判断に基づいて今後考えなければいけないのではないかと、こういうふうに答弁をされているところでござい

ます。私は、人口とか、分担金・負担金の問題、従業員、利用者及びその家族の皆さんの、利便性等々の観点から、住民の皆さんに対し説明責任が果たせる位置決定のプロセスが求められているのではないかと、こういう観点から、そういう考え方を十分考慮して、この位置決定にはあたっていただきたい、こういう要望を申し上げておきます。

2番目の民間、民活の利用の関係でございますが、当圏域におきましては、老健施設については、「長寿の里」であるとか、或いは「もえぎ」であるとか、いろいろあるわけでございますが、まあ、正副連合長さんはじめ各市町村の議長さん等におかれましては、北信総合病院の運営委員をおつとめのことと思いますが、私がお聞きをしたところによりますと、「もえぎ」の建設をする時にはその上に更に増設しても基礎が耐えられるような、そういう基礎の構造になっているという事をお聞きしておりますが、北信総合病院の運営委員会において特養の施設の増設、そういうものに対して検討をされたことがあったのかどうか、また検討するべきではないかと思っておりますが、連合長のお考えをお願いしたいと思います。更にまた、ただいま各自治体において行政改革が進行中でございますが、そういう中で民活の利用というような面から、施設の民間委託というようなことも、例えば学校給食の給食共同調理場とか、今回の私どもの、特養施設の関係においてもそうでございますが、施設の民営委託についてどのようにお考えになっているか、その2点。そして施設建設と介護保険料の関連でございますが、昨年12月1日現在の、入所者の介護度別の関係を見ますと、介護度4・5の方が約70%をまあ占めているわけで、これは先程答弁の中にもありましたが、施設を作ると保険料の方に跳ね返ってくるというのが目に見えているわけでございますが、従来の共同部屋でなくて個室ユニット型の比重が非常に増加してきているというようなことをお聞きしておりますが、この平均月額140円前後が影響してくるのではないかとというような答弁がありました。その個室ユニット型の関係の、関係はどのような内容になっているのかお伺いをしたいと思います。それから4番目の、入所判定に際し透明性・公平性にどう対処されているかということで、答弁がありました。来年の4月から新しいガイドラインに沿った運用をしたいということでございますが、この周知徹底をどのように考えておられるか質問をいたします。以上です。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 大塚議員の再質問の中での、施設の設置場所等につきましては、これからいろんな角度から研究をして決めていくつもりでございますので、前々から連合長としての考え方は議会でも申し上げてありますが、それは基本的な考えとして大事にしながら、かつこれまでの経緯も考慮して総合的に話し合いをして決めていきたいというふうに思っております。民間活力に関しての考え方ですが、今の時代におきまして利用を担う者がどのような形であるのが社会的にも適正かということでございます。潮流としましては、民間の参入が非常に盛んに今行われているわけでございますが、これはやはり、一つの産業として見ましても福祉に関することが非常に大きなニーズを持ち、かつこれに関する業種としての雇用面でも大きな期待がされているところでございます。時代にあった運営が合理的にできるような意味でも、民間の持っているノウハウや知恵というものも生かされるほどよろしいかと思えます。ま、ただ、幾分競争の関係もどうしても問題になってくるわけです。それが行き過ぎになってかえってサービスの面で低下が起きると、これは大変また社会的にも問題であると思っておりますので、こういったバランス

も考えに入れながらより充実した福祉サービスが行われるような形態で大いに民間も参入をしてきていただきたいというふうに考えております。現在も、70床特養につきましては、民間の方でも非常に関心を持って連合の方に対してもお話があったりしておりますが、これらの条件なども十分に考えながら方向としても決めていきたいと考えております。それから、保険料の増額関係につきましては、事務局の方でお願いします。それから、透明性・公平性につきましても具体的な面、お願いします。

**議長（小林洋之君）** 事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 連合長の答弁に補足をしてお答えを申し上げます。先ず、保険料の関係でございます。私どもの方で現在、利用者一人当たり年間平均いたしますと360万円余くらいになります。収入、施設を運営するに一人当たり平均いたしますとだいたいそれくらいになってございます。今回新しく作るのが70床ということになっております。それから介護保険の制度を支えている負担割合でございますが、国・県で5割、それから第2号の被保険者が31%、それから第1号の被保険者が18%ということで、その保険財政を支えております。従いまして、この第1号の被保険者の皆さんへの影響額ということが直接的になるわけですが、65歳以上の管内人口で割り返しまして算出をいたしますと、ただいま申し上げましたとおりなるわけでございます。

次に、居住福祉型という個人・個室化でございますが、国の方では概ね10人程度を一つのグループとして、それから家庭等で使っていた自分の家財道具等を運んだりして、通常的生活をそこで延長できるようにという考え方からなっております。建設費は、従いましてその点で従来型より割高になるかとは思いますが、建築費のまだ実例がございませんので、推定できません。たぶん、増額するという点だけは、お答えできると思います。それから、決めました要綱の周知方法でございますが、先に構成市町村の管内の担当課長さん方に集まってお話しをいただきまして、要綱の検討・研究をいただいたわけでありまして、構成市町村の広報紙それからそれぞれのメディアを通じまして4月1日の施行に向けて、一般住民の方に周知・徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお話しいたします。

**議長（小林洋之君）** はい、大塚一夫議員、最後の質問ありましたら。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** 大塚一夫君。

**14番（大塚一夫君）** ちょっと、聞き逃してしまったわけなんですけど、先程申し上げた、行政改革が進行中であるというようなことの中で、現施設の民間委託等についてどのように考えておられるのかというようなことをちょっと私、聞き逃したんでしょうか。答弁があったんでしょうか。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** お答えいたします。今後問題にもなってくると思いますけれども、現時点ではこのようにして行こうというものは、はっきりした話が出ておりません。研究をしていこうと思っております。

**議長（小林洋之君）** 以上をもちまして、大塚一夫君の質問を終結いたします。

次に進みます。

順位2番、広域連合特養施設の増設について、ショートステイ入居者の送迎体制の確立について、広域

行政の推進と合併問題について、4番、丸山惣平君。

(4番、丸山惣平君 登壇)

**4番(丸山惣平君)** 発言を許されましたので、通告に基づき大きく3点とありましたが、4点にしてもらって広域行政の推進で3点、4点目で、合併問題というふうに区切っていただきたい。連合長の答弁を求めたいと思います。最初に、老人ホーム施設などの運営でご努力をいただいている連合の理事者、並びに職員の皆様に、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。さて、質問の第1点でありますけれども、連合の特別養護老人ホームの栄村地籍への増設についてであります。この点については、同僚の青木議員とともに、今日まで何回かにわたって取り上げて参りました。昨年10月の連合の決算議会で、私の質問に対し連合長は、新設の問題につきましては、合併問題から始まりまして県とのベッド数の問題、待機者の実態の把握、更には市町村の財源の問題が具体化する云々というふうに答弁をされました。先程の大塚議員に対する答弁では、県とはベッド数においてプラス70の490床、更には、事業費はふるさと苑の12億7千万円ぐらい、場所は栄村を前提にして、このような答弁がありましたけれども、何れにしましても10月議会での答弁のとおり、ベッド数の問題、更には待機者の実態の把握、市町村の財源の問題、このような問題について、連合としてどのような統一見解を持たれて進んでこられたのか、その点を先ず、最初に前回に引き続いて連合長にお尋ねしたいと思います。

次に、第2点でありますけれども、連合のこのショートステイ入居者の送迎体制の確立について、連合内の6施設中、いで湯の里、菜の花苑の2つの施設は、介護保険法による居宅サービスでショートステイ入居者は、連合の車による送迎を受けています。本人負担は、片道で184円、しかしあとの4施設のショートステイ入居者は、連合の車による送迎がありません。公正・公平なサービスの提供を図るという見地から対応するようにとの昨年10月の決算議会での再々質問に対し、連合長は答弁せずにその間、暫時休憩となりました。その後行政当局の答弁では、施設利用者ごとに差が生じている事実もございます。連合としては、今後も所管している施設、いで湯の里と、菜の花苑の送迎については従来どおり運営をしていきたい、このように答弁をされている。私は、この答弁が連合の集団的な論議での一致した見解であるとするれば、非常に残念な答弁であろうと思います。私は、多くのショートステイ利用関係者の立場にたって、今回前回と同じく改善を図るよう強く申し上げ、連合長の見解をお尋ねしたいと思います。

3点目は、広域行政の推進についてでありますけれども、昨年2月、10月の連合議会におきまして、広域行政の一貫として新幹線を視野に入れた広域観光に関する部会、広域的幹線道路網に関する部会の、2つの研究会を立ち上げて進めているという趣旨を連合長はあいさつの中で表明をされてきております。連合の基本構想は、平成13年2月連合議会で議決をされ、広域的な交通体系の整備や、特に広域的な道路網や市町村道等の整備を進めるとし、さらに居住地や産業立地、観光村として魅力が高まるよう道路体系などのあり方を検討し、公共交通の利用促進を図るというふうに謳っております。また、この基本構想を含めて、連合議会が議決した北信広域連合広域計画、平成16年度までの広域の目標や事務処理のお金の基本的な方針でありますけれども、この中でやはり決議をされました。その決議をされた広域計画の第8項目に、当面調査研究に関する事という7項目あるその一つに、広域的な観光の推進に関する事、二つは広域的な幹線道路網の整備に関する事が、これはご案内のとおりであります。私は、何故このような、理事者の皆さ

んにご案内のような、連合の計画の、イロハの問題について述べたのは、平成13年2月この連合の本会議で議決して以来、2回を経過しております。昨年も2回にわたって連合長が強調されておりますので、これまでどのような調査研究を進めてこられたのか、その中でどのような課題や問題点について論議をされたのか、また各部会の組織構成等開催回数などについて答弁と報告を求めたいと思います。

次に、4点目は合併問題についてです。合併問題について、これまでも連合長は市町村長会議で、情報交換会を開催してきたと述べられ、4日の招集あいさつで連合内7市町村の動向について、任意合併協議会の発足した市町村、研究会のところ、自立を目指しているところなど現状について報告がなされました。私どもは、住民の合意による合併が行われることに一律に反対をするものではありません。ただ、合併すれば財政面で有利に、あうからとか、無理やりの強行指導の押し付けや小規模自治体をなくす、また権限を取り上げるなど、合併への脅しでの強行など財政上の都合による合併の押し付けは私どもはやめるべきである、こういう点では基本的に一貫をしてきております。そこで、2点について連合長の見解をお尋ねいたします。1点は、西尾試案に対する見解であります。昨年11月、地方制度調査会専門小委員会に提出した西尾調査会副会長の試案で、その要旨は合併特例債の期限内である2005年3月末以降一定期間法的強制力で強力に合併を進め、それでも残る小規模の市町村は都道府県が事務を補完するか近隣の基礎的自治体に編入するとしています。その場合は、議員は無給にし、教育委員会、農業委員会を置かないことなども検討する、というふうに述べております。このような西尾試案について、小規模の町村の切り捨て反対、町村自治の尊重、更には税財源の分限の実現を目指し、すでに県下103の町村議会のうち55町村会、当連合管内の5町村の自治体は、西尾試案異議ありの意見書を可決していますが、連合長の見解を先ず、お伺いしたいと思います。二点目は、合併問題の対応についてであります。合併問題の対応として、行政・議会は、合併問題を契機に、まちづくりのあり方について検討と論議を起こし、住民自身が自分達の地域はどうなるのか、またこの地域はこうして欲しいという住民要求に応えていく上で、合併についてのメリット・デメリットを住民に判断できるよう情報提供し、合併が住民の利益になるのかどうか、議論を尽くすようにすべきと思います。その上に立って、合併の是非の最終的な判断が住民投票など住民の意思によって決めるべきであるが、この点について連合長の合併問題への対応の基本的な点について見解をお伺いして第1回目の質問を終わります。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山愨平議員のご質問にお答えいたします。先ず、広域連合の特養施設の増設に関しましてのご質問でございます。重複する点もございませぬけれども、県が策定する平成15年度を初年度としました「第2期介護保険事業支援計画」には、平成19年度の特養整備目標数は490床とされ、今後70床の整備が必要となるわけでございます。検討事項としまして、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正により、今後は、居住福祉型となるわけで、全室個室化をする、されるわけでありませぬ。個人スペース部分は、補助対象から除外をされませぬ。ホテルコストという考え方で、入所者負担となることから、この新制度による施設整備を前提として検討したわけでございます。先ず、既存特養への増設の可能性について検討しましたが、敷地条件、新旧施設の混在による機能性の問題、入所者間の不公平感などから、実現が困難であるという判断をしてございませぬ。新設の場合ですが、設置経営主体が連合で



ある場合、新たなホテルコストが生じることによりまして、利用料の較差、それから負担増による入所希望者の偏りなどが出てきます、そういう懸念等があります。設置主体については、広域連合によるもの、民間によるもの、が検討されたわけであります。2月4日には、再度正副広域連合長会において検討した結果、民間活力の利用によって、栄村への建設の可能性というものを前提にしながら検討を進めていくことにしたわけでございます。それから、ショートステイ入居者の送迎体制のご質問でございます。現在ショートステイの利用者への送迎を行っておりますのは、前回も申し上げました、いで湯の里及び菜の花苑の2施設でございます。10月の議会でも答弁いたしました、この2施設につきましては、送迎に要する人的配置を行っており、15年度予算においても、この方針は同様になっております。また、市町村の独自施策として実施されております、送迎に用いる福祉車両の貸出等の制度活用、及び民間営業車の活用等につきましては、前向きに検討をしていきたいというふうに現在考えております。それから、広域行政の推進、合併問題であります、北信地域の総合的・一体的な地域づくりを進めるための「新・北信地域ふるさと市町村圏計画」では、計画に基づく各種事業については、市町村、広域連合がそれぞれの役割分担に応じて実施をする、としております。市町村計画を、この「ふるさと市町村圏計画」に取りこむことにより、構成市町村では、昨年度まで地方債の優先充当などの、行財政上の措置を受けておりました。ま、しかしながら、平成14年4月に「ふるさと市町村圏推進要綱」の改正によりまして、地域総合整備事業債の優先充当等の、国の財政措置が削減されました。広域連合は、構成市町村との協同体制が不可欠な老人ホームや介護認定審査会の運営、公平委員会に関する事務や、「ふるさと市町村圏基金」10億円の果実を活用したソフト事業を実施しております。構成市町村・県と連携を図り策定しました、「地域戦略プラン」にある事業は、国の重点的な予算配分を得ております。圏域内では、13の事業、事業費61億6,300万円が該当しております。また、構成市町村の施策等をまとめた、「新地域経済基盤強化計画」では、この計画に取り込み、事業を実施することで、地方交付税が措置されております。平成13年度の構成市町村への特別交付税措置額は、約1億5,700万円でありました。

次に、広域的観光・道路網整備の調査研究はどのように進められているか、というご質問でございますが、規約に定める調査研究事務のうち、広域的観光推進及び幹線道路網整備について、その調査研究を目的として、7市町村の担当職員28名などで構成する「北信広域連合広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会」を、昨年5月に設けました。研究会には、「広域的観光推進調査研究部会」及び「広域的幹線道路網整備調査研究部会」を設け研究を進めております。また、「広域的観光推進調査研究部会」には、広域観光のホームページ作成などに関する「観光ホームページ作業部会」を設け、現在ホームページの作成に当たっております。これまで、研究会・部会及び作業部会など、実地調査を含めて延べ15回開催し、広域的観光推進の今後の取り組み、広域的観光と関連付けた幹線道路網の整備などの研究を続けております。それから、合併にかかわる関係市町村の自主的研究について、広域連合としてどのように支援をしたかというご質問でございますが、広域連合では、昨年4月下旬に、市町村の職員30名が集まり、市町村合併の事務に係る連絡会を開催し、研究を深めました。連絡会には講師を招き、先進地事例についての講演と、7市町村の合併事務を進めるうえでの、課題と問題点などについて、意見交換や質疑を行いました。また、7市町村長の会議を5月から11月までに6回設定しまして現状分析・情報交換の場を設けました。なお、

広域広報紙「虹の仲間」では、圏域内の市町村の推移や人口・世帯数の推移など、合併特集を掲載し情報提供に努めました。詳細については、事務局次長に補足をさせます。なおご質問の中にありました、西尾試案につきましては、試案としては受け止めて現在関心を持ってそれぞれやっておられますが、環境そのものとのかわり、まだこれからいろいろな変動があるうかと思しますので、その中での推移を見守って見たいかなというふうに思っております。

**議長（小林洋之君）** 月岡事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** ただいまの広域連合長の答弁に補足をいたしまして、広域的観光推進、それから幹線道路網整備の調査研究会について申し上げます。両方の観光と幹線道路網の関係につきましては、目的が、結局同じくするという考え方から合同で、昨年5月の下旬に会議を持ちました。正確には、5月の21日でございます。その後、管内の視察等を行いまして、それぞれ現状をお互いに見るということを行いまして、その時に、実は隣接する施設のところへ行った時に、その隣にある同様の施設の案内がないということに気がしまして、整備をいたしました。具体的に申し上げますと、晋平記念館へ行った人が、今度は豊田村にあります高野辰之の記念館に行きたいとした場合に、晋平記念館には高野辰之のパンフレットがない。逆の場合も同じだった。そんなことがわかりまして、これはいけないということで、早速そこらへんについて案内の整備をいたしました。それから、今度は、観光の関係につきましては、作業部会を設けまして、現在インターネットの普及率がかなり高くなってきておりますので、それを利用してのパンフレットに代わる新しいIPR方法がないかということの研究をいたしまして、現在その作業を進めております。具体的なものが、構成市町村の、これは主として観光係長さんレベルで集まりまして、何回も会合を持ちまして推進をしてきております。それらの会議が昨年5月21日から本日までに、都合15回ございまして、連絡をとりながら進めているというのが実態でございますのでよろしくお願いたします。

**議長（小林洋之君）** 丸山惣平君、再度の質問ありますか。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** 丸山惣平君。

**4番（丸山惣平君）** それでは、再質問をいたしますけれども、特養ホームの栄村への増設の問題について、先程また大塚議員に対する答弁と同じような答弁がありました。私とすれば、位置の問題等については、やはり連合の基本方針である広域連合圏域の一体的な発展という見地は、広域のときも連合になっても一貫して変わらないと思います。また、7市町村に少なくとも均衡ある施設の充実と7市町村を捉えても均衡ある福祉施設の充実という点からいけば、6市町村にはあって1村にだけないというのはこれどう見たってやはりまずい訳なんで、是非先程連合長の答弁において栄村を前提に進めていくように特に要望を強くしておきたいと思っております。それから、私この質問の中において、70床はどうしても必要であるという点はそういう問題についてどのように、やはり実態の把握をされたのか。この実態の把握についてはひとつもなく、県が認めたからやるんだという、こういうやはり答弁ではなくて、もっと実態から出発して今後さらに増設をしなければならないような事態がくるわけで、県の方向待ちではなくて、自主的にやっぱり連合自身がそういう問題について自宅待機者、或いは入所待機者がどのくらいいるのか、これは昨年7月1日の特養入所希望者で、このうち287名のうち在宅が128、老健施設へが91こうなっている。これは特

に介護度3・4・5という非常に重い方たちが在宅の場合には約73名57%、老健施設に入っている方も3・4・5という介護度の場合には64名もおられるから、老健施設に入っている70%の方は非常に大変な状況にあるわけで、こういう問題点についてやはりきちっと明らかにして、今回の70床の問題についてもこういう実態があるので、こうなりましたと。さらに今後引き続き、もっとこれ、施設の増設ということが重要になってくると思うんで、その辺の答弁を求めたいと思います。それから、先程大塚議員の方からありました1月10日の新聞報道によりますと、県は特養入所の判定指針を策定して、指針は参考にすると、施設で独自の取り組みがある場合は尊重するとしております。現在、入所希望者の受付窓口となり、施設への入所順位は、それぞれ市町村で取り扱っていますけれども、今後は今回策定した指針を県内118の施設に示して各施設が判定委員会を設けて順位をつけるというような提案をしておりますけれども、特養ホーム6施設を持つ連合としては、どのように統一的に見解を持って進めていくのか、このことについても明確な、4月から発足するわけですから、入所判定が始まるわけですから、是非明らかにしていただきたいと思いません。

次に、特養施設への入所の問題について、私やはり、入所者の、自宅待機者の現状や或いは施設に入っている人たちの実態をやはり知っとく必要があるのではないかと。昨年10月の決算議会において、主要施策の成果説明書で述べられていますけれども、その特徴をみますと420床のベッドのうち、どういう方がどのような介護サービスを受けているかと、この420床に入っている入所者のうち独自で、鼻腔栄養を取っている方、全部介助を受けていられる方が約30%、常時寝たきりの方が約38%、更にはオムツの排泄を受けているのが69%、約70%、更には入浴の、特殊入浴は60%、問題はやはりこの痴呆症であります。全体で60%、特に6施設の中でも一番、施設の中で痴呆症の方が入所しているのは、施設の77%を占めている。しかもその入所者の中には、非常に複数以上の病気を持って入所をされているわけです。で、平均すると3.5ぐらいの病気をそれぞれ抱えて入所をしているということも報告をされております。従って、私はこういう点から見た場合に、特養ホームが非常に大事なやはり場所になってきているわけです。特に私最後に、この年間6つの施設の入所、退所、死亡の変動を見ますと、平成13年度主要施策を見ますと、6施設の特養入所者でお亡くなりになった方は80名、そうすると420名のうち年間80名の方がお亡くなりになっており、そのうち施設の中においてお亡くなりになったのが59名、ですから74%、直ぐ病院に運ばれて、そこでお亡くなりになったのが21名、こういうのが実際の施設の実態ではないかと。従って私ここで、連合長にお話をしたいのは、要望したいのは、施設の事業者であるのは連合長であります。施設の実態について、自宅待機の場合、或いは施設に入っている場合、そういう把握をする上で現場を視察するというのは私やはり大事であると思います。連合長の視察は、私、現場を訪問すれば2つの大きな意味があると思います。一つは、入居者に生きがいを持っていただく上からも非常に大きな励ましになるのではないかと。二つ目は、施設の現場の職員、嘱託職員、従業員の皆さんの労をねぎらって特に現場の声を聞いてサービスに必要な体制、国の基準である3対1を下回らないよう、その労働条件の改善に大きく生かされていくというふうに思われる、施設の視察について、連合長の所信の程を私重ねてお伺いするわけであります。

次にこの、自宅待機者の問題を申し上げましたけれども、今度はこのショートステイの問題についても私申し上げたいんですけども、先程の答弁によりますと、依然として連合長の答弁は、2つの施設には

人的な配置があるので、どうも他の方は今後民間の活用を前向きに考えていきたいと、依然として、この公平・公正にやるといようなお考えはどうもさらさらしないようふうに見受けられる。で、是非そこで連合長に私、6施設のこのショートステイ運用の現状は、いったい平成13年度決算で見るとどうなっているかということについて、これしっかり掴んでいただきたいと思う。で、例えば6施設でショート数は43床、菜の花10、いで湯の里が10、あと望岳、千曲、高社で6・6・6、ふるさとが5つで、計が43床、6施設のこのショートの利用率、43床で結局延べ利用日数が14,145日、これは年間43床満杯でやった場合の利用率は90.12%、件数は、1,347件で、1件当たり平均10.5日と、実際活用している実利用人員は569名の方がショートステイを利用されているわけです。そこで、連合長の言う、連合が所管している2つの施設だけを見ると、いったいあとの4施設を利用している、そういう者をいったいどうするんだということになります。実質人員で見ましてもね、2つの施設では209人の方、約37%、4施設の利用者は366人で63%、圧倒的にやはり4施設のほうが多いわけです。件数から見ても、2施設の場合は629件で47%、4施設の場合には718件で53%、実人員で63%、件数でも53%を占めている。この4施設の利用者の送迎は連合の車の送迎対象にしないということ、これは改善するのが私当然であると思うんですよ。連合長もご案内のように、介護保険法に立派に書いてあります。介護保険法の指定居宅サービスに要する費用の基準で、短期入所生活介護表では、片道につき1,840円、要するに本人負担は184円でよい、こういうふうにもきちっと法的にも明記をされておる。そういう時に何故、2つの施設へのショートステイへの入所が連合の車で送迎をするのか、同じ介護保険法に加入している同じ連合の施設の中でどうしてこのような違いがあるのかという、これ当然出てくる疑惑だと思うんですよ。で、従ってこういう疑惑に答えるのが私、事業者としての当然の責務であるし、また連合の議会としてもこの問題をやはりはっきりさせなければ、いったい議会は何をしているんだと、こういう形にも私なろうかと思うんです。繰り返し繰り返しこの問題を取り上げますけれども、先程のように、2つの施設が人的配置してあるから、あとの施設は配置してない。してなければ配置すればいい。民間の活用についてもやはり、もっと充分検討して再度やはり答弁を強く求めたいと思います。

次に、広域行政の問題について再質問いたします。で、連合の圏域は連合長もご案内のとおり長野県の最も北の地域であります。ここは、新潟県・群馬県に境を接している。2市1町4村で面積は1千Km<sup>2</sup>、住民が10万人と、特にこの地域は昔から冬の厳しい自然と戦って、この圏域内は自然と共存しながら暮らしてきた共通の文化的背景があり、7つの市町村が知恵を出し合い、力を出し合って本当にこう、魅力のある圏域づくりが強く求められていると思います。本広域で、当面のこの共通して取り組まれている課題は、北信連合広域計画で1から11項目ありますけれども、特にその中で老人ホームの管理運営に伴う事業は切実な事業であり、また調査研究事業の今後の圏域を住民の要望でどういう地域に作っていくかという将来展望のもてる、非常にこれは研究も大事な事業であると思います。そこで、私幹線道路網に関する、或いは部会・広域観光に関する部会は先程次長の方からいろいろと細かい点がありましたけれども、私はどのような問題が論議されて、どういうふうな状況になるのかという点が少しもないわけでなんで、この辺をやはり是非中身についてもせっかくの持った会議の中でありますので、15回からやはり開催をしているという点について明らかにしていただきたい。それから私、一つは広域観光に関する道路環境も含めた問題で

すね、一つの提案をしたいと思うわけでありませう。一つは、提案の内容は、私、北信連合の広域市町村の住民は、冬期間お隣の津南町を通らなければ栄村の秋山に行くことができないということはお案内のとおりであります。また、秋山の住民の皆さんも新潟県津南町を通らなければ、冬期栄村に入ることができない。従って私単に栄村民の立場ということからだけではなくて、基本的には同じ県民として、また同じ連合管内の住民として新潟県を廻らずに秋山へ行かれるように、その交通網整備について、連合として県など関係機関に要請をし、その実現のために栄村とともに協同していくべきであるところという立場で提案をしたいと思うわけでありませう。それは既にご案内のように具体的には昨年長野県の田中県知事が栄村の極野から五宝木に抜ける2.5Kmのトンネル削減箇所の予定ルートを視察されております。栄の村長さんをはじめ、秋山の村民、関係住民の強い要望に応え、県議会では県の土木部長も或いは田中知事からもそれぞれ県道なので各部で協力し合ってやりたいと答弁されました。特に知事は現地で、生活道路であることはよくわかったので、開設のために努力したいと前向きな答弁を得て、行こうとされております。ご案内のように、この事業は栄村では平成5年から平成23年までの事業計画、事業費は145億円、平成14年度で既に9年を経過しております。現在までに、道路改良延長は4.95Km、事業費は既に53億円余であります。今後の最大の課題は、極野から五宝木に通じる約2.5Kmのトンネル工事が残っておりこれが貫通すれば、冬期間、いや通年、秋山まで栄村から自動車、車で乗り入れが可能になるわけでありませう。この区間のトンネルが開通すると、今後林道の改良などで奥志賀からカヤの平、更には野沢、秋山郷、栄村、飯山そして斑尾から豊田を抜けて中野、山ノ内と一つの連合の、観光の場としてまさに魅力が高まる自然と文化の一大観光ルートとして開かれるものと思ひます。広域的幹線道路、広域的な観光との関連で、調査研究を促進してはどうかと思ひます。私は、何よりも圏域の一体的な発展という見地から見て検討もされていると思ひますが、連合長の見解をお伺いするものであります。次に、この、連合のこの圏域は、いろいろと広くありますけれども、一つ一つやっぱり道路網にしても観光網にしても活かせるものは活かしていくというような方向を是非検討をしていくべきであるという点を申し上げたいわけでありませう。

次に、四点目の、この合併の問題であります。合併の問題につきましては、連合の基本計画、広域計画では次のように述べております。合併については、住民の意見に基づき対応していく。住民の意見を尊重し取り組むものとする。合併に係る自主的な調査・研究に対する支援を図っていく。この立場から見た場合、住民の意見も聞かず一方的に町村を切り捨てるという西尾試案、憲法が保障する地方自治の原則を蹂躪するものであり絶対にあってはならないものと思ひます。今日、国と地方の財政悪化の中において、合併論議は、いかに効率的にやられるかという立場から削減・縮小のみの財政計画の下に、市町村の未来を萎縮的にとらえがちな傾向があります。数量的な発展の道は極めて厳しいものであると思ひますが、合併するかしないか、何れの道を選択するにしても、住民の意識改革と地域の将来像を住民自ら描くことを抜きにして考えることができないと思ひます。連合の基本方針の施策で、合併に関する自主的調査・研究に対する支援を図りますということ、私非常に当を得ていると思ひます。この2月22日から23日栄村において小さくても輝く自治体フォーラムが全国、北海道のニセコの町長さん、福島県の矢祭の町長さん、群馬県の上野村の村長さん、福岡県の大木町の町長さん、当栄村の村長さんの5町村長が呼びかけて開催されます。すでに多くの首長さん、議員の参加も見込まれます。小さくても輝く町村のあるべき姿を調査・研究の

場として大いに参加され、連合構成員の、構成市町村の地域づくりに活かして行く事が非常に私大事ではないかと思えます。連合の方針である合併に関する自主的調査・研究に対する支援を図るといふこの立場に連合長の見解をお伺いするものであります。以上申し上げて2回目の質問を終わります。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員の再質問にお答えをいたします。今ありました内容、事務局の方から補足を願います。待機状態につきましての質問が、前々から出ております。私もなるべく実態を正確に把握してこの方向を決めていきたいと思っております。いろいろ聞いてみますとなかなか現在一応そういった対象になる皆さんに対して、いつ入所を希望するかということをお聞きするときに、とりあえず入所を希望しているという数字がかなり多く入っているように聞いております。いざ、順番がきましたよと言うともう1、2年いいというようなお話になりまして、なかなかきちんと必要な時期というもので整然と序列にするということの難しさがあると聞いております。この辺、実態をしっかり把握できるような、お話の中にもありましたように、いつまでもつかめない方法ではよくないので、制度が変わりましてからだんだん定着してきている過程でございますので、当然にそのような工夫をして研究をしていきたいと思っております。現在はそれぞれの市町村の方での集計されたものだけしか見られないというような大変わかりにくい所もありますので、もう少ししっかりとメスを入れていきたいというふうに思っております。それから、連合長として施設の訪問、これは必要性も私感じておりますし、かつては組合の働いている皆さんに対しても私も組合に声を掛けられまして、私の考えている施設の仕事のあり方、まあ日は浅かったんですが思っていることを申し上げる機会もあったわけですが、最近その辺のことは触れておりません。是非、また連合の事務局の方でも日程等を配慮していただいて、私の方も率先してそういう対応をしていきたいと考えております。それから、送迎バスについてはいろいろと今までの経過や現状の事情もあると思えますので、この辺については事務局の方から補足的に説明をしていただきます。それから広域の観光の件或いはまた広域連合として、しなければならぬ問題、大変広域のあり方というのが確たる使命というものなかなか明確になっていない。合併を目指していたわけではありませんし、合併した姿の事業をすればいいということでもない。また各市町村の束ねられたものだけというだけでもない。そういうような実態が広域の役割のような位置付けになっていると思えます。まして、合併してはかえっていろいろな不都合な問題点或いは個々の市町村ではとてもできない問題点等ございます。広域連合という一つの姿はそういうことの必要性のある限りは非常に重要な形態であろうというふうに考えておりますので、最も望まれる形態の姿に広域連合というものが育っていく、進化していくということに努めていきたいというふうに思っております。特に観光問題につきましては、それぞれの市町村が先ず非常に観光問題については大きな方向を出そうとして今努力をされておりますが、連携の姿の中でこそさらに大きな、いい効果が出てくるということでありますので、これはそれぞれ反独立制を保ちながらのなかでの連携ということでその範囲で視野を広く活発に展開されているし、又いると思えます。私の知る限りでは、連合という枠ではございませんが関係のある市町村だけでもそのカラーを中心にしながらいろいろに事業が活発に行われております。これは必ずしも連合の枠の中ではございませんが、しかしそういった様々な姿があつてこそ適切な活性化の方向というのが見出されてくるのではないかというふうに私も思っております。それか

ら、今の合併の方向についてであります。丸山議員のおっしゃいますように私も今国はもう押しなべて日本中に対しては、国が扱う義理の部分はし尽くしたと、もうこれからはもうそれほど国が全てやることではないというような姿勢の中で、ことが運ばれておりますが、本当に、日本の隅から隅までその意味で全く人権が守られるような国家は責任を持った体制を作っているかどうかとなりますと、いろいろなまだまだ問題点が残っております。まして、そうかといっていつまでも国のほうがすべて日本中を支えろというようなことを言っていたのでは、やはりもうナショナルミニマムのある程度までは来ているという理解はしていかなければいけない現状にあるのだと思いますので、各地域におきましていろいろ工夫をしながらその辺を補完し、また国へ様々な特殊事情をしっかりと説明して行くというような姿勢を地域が持たなければ、そうするとやはり一番はそこに住む住民が、一人一人が本当に政治の仕組みを理解して、また自分達の行くべき姿をしっかりと把握した上でそれぞれのあり方というものを主張していくことがなければ、受身な形で何とかしてくれるだろうというような姿勢の中で、ただ自分達の地域を守るんだと試みてきたところで、それは空論になりかねないという点もあろうかと思えます。私は、地域住民の皆さん、当然行政が説明をしっかりとしていく必要はありますけれども、地域住民の皆さんもどんな仕組みになってきてどうして行くのがいいのかというようなことを正確に理解した上で、いろいろな意見を集約して行って、合併問題についても方向出しができるようなことを私は理想と思っております。ま、従いまして、先程の西尾試案につきましてもそうですが、自律制を持つというような意味が強調される部分は、大切なことだと思います。まして、自律制をそくようなところの部分まで合理化の網をかぶせられるようなことであれば、これは合併から外れた時にも、かなり不幸な将来になっていくであろうというような心配も私はありますので、そういった行政感情といったものの推移も、今後も見えていかなくてはならないのではないかというようなことで、先程もお答えをしたわけでございます。まそれに関連いたしまして、住民投票等によりまして合併の賛否を結論付けるというようなことは、必ずしも本当に民意が反映できるようなプロセスが達成できるかどうかにつきましては、まだまだもう少し見守っていかねばいけない状況もあります。ま、期限が切られていると言っても、じっくり見守っていかねばいけないという板ばさみの問題を持っているわけでありまして、極力問題点をしっかりと把握した集約ができることを願っております。後、事務局の方でお願いします。

**議長（小林洋之君）** 月岡事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 広域連合長の答弁に補足をして申し上げます。まず、新しく定めました各特別養護老人ホームへの入所の検討をするための委員会の組織でございますが、当広域連合におきましては、6箇所の特養老人ホームを運営しております。従いまして利用者側の利用の利便性を考えまして、優先入所の関係でございますが、その検討をしていくための委員会は一つでやっていきたい。県の方では施設ごとという指導でございます。県の方と協議をいたしまして、うちは6箇所運営しておりますが、6箇所いっぺんにしてはどうかという見解を質しましたところ、そういう状態であればよかろうということで返事をいただいておりますので、4月1日からはそのように運営をさせていただきたいと思っております。それから、ただいま70床不足するという件でございますが、これは実は、構成市町村の方で第2期介護保険事業計画というものを担当の所で検討をいたしまして、北信圏域として集めた結果、70床不足するという見

解がございまして、それを県の方と協議をした結果、県の方もお認めになったというような動きがございまして、連合といたしましては70床不足した。それでは、その70床についてどうしようかというところから議論が始まるわけがございまして、よろしく願いいたします。各市町村の不足ベッド数につきましては、市町村独自の判断でご決定をされたものと理解をしております。それからショートステイの送迎につきましては、現在2施設で行っております。他のところ、或いは管内7市町村の中で、それぞれ福祉的な施策を行っております、例えば、中野市におきましては福祉タクシーという制度がございまして、それから、各社協等で車両を貸し出したり、或いは運転手付で車両を貸し出したり、その場合に無料であったり、或いは、利用の範囲によって若干の自己負担金をいただいたりというような実態がございまして、その辺の状況を見極めながら、また検討をしていければというふうに考えております。

もう一つ、広域的な観光・道路整備等がございまして、どのような問題があって、どのように話し合われているかという事がございますが、先程例示をしたようなことで、改善すべきところがあったら直ぐにできればその中で改善しようというふうなことで、それぞれ道路担当の課長さん方或いは係長、それから観光担当の課長さん、係長さん等々で会議を持ってやっております。その中には建設事務所、中野・飯山両建設事務所の担当の方も入っていただいております。それから林道、農道等の関係もございまして、北信地方事務所の方からも参加をしていただいております。それぞれ参与という形で検討に加わっていただいております。ご提案をいただきました点につきましても、栄村の方からの候補の要件として上がってきておりますので、検討の対象になっておりますのでご報告申し上げます。以上であります。

**議長（小林洋之君）** 丸山惣平君、再度の質問ありますか。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** 丸山惣平君。

**4番（丸山惣平君）** それでは、後3分ほどだから簡単に再々質問をいたしますけれども、私はやはりショートステイの送迎の問題についても、或いはこの自宅待機者の、実態の把握の問題についても、なかなか調査研究が思うように進まないという問題もありますが、しかし、私はこの広域行政を進めていく上で、連合のこの執行体制の充実ということで、特に私6人おいでになる副連合長さんを含む集団指導の充実を強く求めたいと思うわけでありまして。なぜかという、この北信広域連合の規約、例規集にありますけれども、執行機関の組織として、第11条で連合長、副連合長6人、助役1人、および収入役1人をおき、事務処理規則では、連合長、助役、収入役、事務局長、次長、施設長の決裁事項が別表でそれぞれ明記をされております。また、連合長の職務代理者は事務局長というふうに規則第1条でも明記をされております。で、私、規約を見る限りにおいて、6人の副連合長さんは各市町村長さんであり、執行体制の重要な一員になっているのみで、規約上は、決裁権は何一つないというのが今日の連合の執行体制ではないかと思っております。私、連合のこの広報紙で、「虹」というものを事務局からいただきました。この最初の発刊された「虹の仲間」の編集後記で、何故虹の仲間にしたかということ、北信地域の7つに市町村がそれぞれの特色を出し、しかもお互いに調和しながら輝きのある地域として発展していくことを願い名付けたと。私なかなか当を得た問題で、確かにそれぞれの市町村はそれぞれの市町村の特色があります。その特色のあるところの副連合長さんが6人いるわけだけれども、やっぱりその特色を活かしていくと、こういう点では



私もっと現在の執行体制というものを、今日抱える問題について7色の虹のように、それぞれの特色をもつ正副連合長が、副連合長さんが連合長をもっともっと補佐できるような、そしてまた調査研究も分担し合えるような集団指導の執行体制の確立というものが私非常に大事ではないかと。さもないと、やはりこれまでのような状況に流れてしまう傾向がありはしないかと。そうするならば、連合の議会の中でも論議ももっと私充実したものになるんだと思います。連合長は、この点について、私もう一度この問題についての答弁を求めたいと思います。

**議長（小林洋之君）** はい、時間終了いたしました。

**4番（丸山惣平君）** よろしくお願いいたします。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 丸山議員の再質問にお答えいたします。本来、先程も申し上げましたように、連合のあるべき理想の姿というものが、今お話のあった内容に含まれていると思います。鋭意、その方向に向かっていくことがやはり我々の方向であろうと思ひますし、使命であろうと思っておりますので、できる限り前進をしていきたいというふうに思っております。

**議長（小林洋之君）** 以上をもちまして、丸山惣平君の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、午後一時まで休憩といたします。

(休 憩)

(午前 11時42分)

---

(再 開)

(午後 1時00分)

**議長（小林洋之君）** 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

次に進みます。

順位3番、介護保険について、それから、広域連合ホームページについて、もう一つ、市町村等職員の人事交流について、を11番、高木尚史君。

(「はい」と言う声あり)

(11番、高木尚史君登壇)

**11番（高木尚史君）** 11番、高木尚史です。ご通告を申し上げました3点にわたって連合長にお伺いをしたいと思います。最初に、介護保険制度についてお願いをしたいと思います。ご承知のように、介護保険制度がスタートをして3年目を迎え、この4月からは新たに第2期の介護保険としてのスタートをすることになっています。この間、様々な問題や或いは改善点などについて多くの皆さんからご意見をいただいていると思います。それに基づいて現在、国も平成15年度の予算編成にあたって第2期において見込まれる介護サービス量などの見込などについての提示をしてございます。その中では、サービスの量或いはそれを受ける皆さん方の人数、含めまして65歳以上の人口や要介護者数、介護サービスそれも居宅サービス、施設サービスそれぞれについて増加をするという見込みを示しております。例えば、65歳以上の人口

でいきますと10%、要介護者数でいきますと16%、介護サービスが18%、そのうち居宅サービスは32%、施設サービスが10%というように、具体的に予算編成の根拠として示されております。今回の予算を提案する段階で、連合長からは介護報酬の問題につきましても、現段階では現在の報酬単価を用いて10月には補正をしたいという提案の説明がございましたけれども、それはそれとして現在における把握状況などについてご答弁をいただきたいと思っております。続いて、介護報酬はそれぞれ今回の見直しの中でも、ケアサービス、ケアマネージャーに対する報酬の引き上げが、或いはサービスの面におきましても全体的には2.3%減額をする。在宅については0.1%増、施設についてはマイナス4%という形で、それぞれ介護報酬の単価を改正することになっております。当然予算編成においても大きな影響額が出てくるのではないかとと思っておりますし、それに伴ってその他の事業につきましても予算充当をしておりますから、全体的のどのような影響額が出てくるのかその見込についてお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、広域連合のホームページについてであります。このホームページの作成については、委託料として予算計上をしております。昨年度も、そして今年度も予算計上をされておりますが、残念ながら広域連合に対するアクセス件数は大変少ないわけです。今日ちなみに今朝見てまいりましたけれども、現在の段階で3,350件という件数であります。それぞれの自治体も今IT社会の中でインターネットを活用した情報宣伝活動をしている中では、それぞれ多くのアクセスがあるわけですが、そういう点では広域連合という組織或いは運営或いは事業内容について、多くの皆さん方のやっぱり関心度が低い表ではないかというふうに思います。そういう意味でこの広域連合のホームページを、より地域の課題を皆が知恵を出しているという、或いは考えているということ、表明をする場として有効に活用すべきではないかというふうに思います。従って、先ずこのアクセス件数が少ないという原因はどういうことに依拠しているのか。その原因についてお考えがあればお伺いをしたいと思います。当然先程のご答弁の中にもありましたけれども、今後もこのホームページの更新或いは内容を改めていくというようなご答弁がございましたけれども、広域連合といたしましても、観光の里づくり或いはスポーツの里、文化の里或いはふれあいの里づくりというソフト事業も計画をしております。そういった地域が一体となった取り組みをそれぞれ皆さん方にご報告或いは周知をすることも必要ではないかと思っておりますが、今後の更新或いは改善策についてどのようにお考えになっているかお伺いをいたします。続いて、やっぱりホームページについて一番大きな関心があるのは、既に一般質問の中でも明らかになっていきますように、それぞれの特養・養護など施設の入所の状況や或いは施設の内容について大きな関心をもっているのではないかと。ある広域連合では、これらの施設の入所状況や或いはショートを利用する場合の申請方法或いは空き状況などを含めて、それぞれ利用者の皆さん方に情報提供をしているホームページもございます。そういう意味で、これらの特養・養護などの施設のあり方・内容或いは申請の手続きなども含めた、そういった利用者の側が利用できるようなそういうページを作成することも必要ではないかと思っておりますがこのことについてお伺いをいたします。

最後に、広域連合の基本構想の中でもうたっております、市町村職員の共同職員研修或いは市町村間の人事交流について、これらの基本方針があるわけですが、今後この方針を受けてどのように対応をされていくか、或いは基本的なお考えをどのようにお持ちなのかをお伺いをいたします。ご承知のように田中知事も、県職員をそれぞれ県下全ての自治体に県の職員を派遣して、それぞれの市町村との交流を図

るといふようなことを、見解を表しておりますけれども、なかなかそれに対する反応も様々であります。その一つには、現在抱えている市町村合併の問題や財政問題などそれぞれの自治体の職員は、ま、手一杯のところでありまして。そういった意味での現実性の問題と提供とのギャップの問題というの、そこに現れているのではないかと思います。知事が唱えました県職員の市町村への派遣について連合長はどのように見解をお持ちなのか伺いをして質問いたします。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 高木尚史議員のご質問にお答えいたします。第2期において見込まれる介護サービス量等の見込みのご質問でございます。現在、平成15年度から19年度までの「第2期介護保険事業支援計画」を、市町村計画に基づいて、県が策定中であります。北信圏域における平成19年度の見込みは、65歳以上人口が2万7千2百余人で、うち要介護者数が、約3千7百人となり、介護サービス利用者数のうち、居宅サービス利用者については、2千3百余人で、平成14年7月の1,957人に比べ、18.5%の増、また、特養、老健、療養型の3施設のサービス利用者についての合計は、880余人で、同じく平成14年7月の745人に比べ、18.8%増と計画をされております。介護報酬改定に伴う見込と運営に与える影響額でございますが、去る1月20日の、社会保障審議会介護給付費分科会に示された新単価（案）での試算によりますと、平成15年度当初予算と比較して、6施設の特養会計全体で、約7,500万円、割合にして約4%の減となり、1施設平均で、約1,250万円の減となります。それから、広域連合ホームページについてであります。作成、管理を委託しておりますが、アクセス件数が少ない原因は何だろうということですが、内閣府消費動向調査によれば、平成14年3月時のパソコン普及率・世帯で、57.2%であります。今後も、増加が見込まれる当連合では、平成13年度事業として、各老人ホーム施設を会場に、地域住民向けに「IT講習会」を開催し、パソコン技能の習得と、インターネット接続の講習会を実施したところであります。ホームページについては、平成13年10月に開設し、事業概要等の情報提供をするとともに、広報紙「虹の仲間」でもホームページの開設のお知らせをして、住民への周知を図っております。しかし、周知不足の点もあり、結果としてアクセス件数が少ないと思われまして。今後の更新、改善策はどんなものか、につきまして、最新情報の提供等、随時更新をして内容を充実させるとともに、現在のホームページの存在・内容を、広報紙「虹の仲間」でお知らせするとともに、構成市町村の広報紙に、ホームページの更新内容等の記事掲載依頼をするなど、様々な方法で、住民への周知を図っていきたくて考えております。また、現在作成中の広域観光ホームページと相互リンクを貼ることにより、相乗効果を上げていきたくて考えております。施設入所情報や議会会議録の公開などの検討はどうか、という件につきましては、広域連合の情報公開を進めるという観点から、また、より住民の皆さんに、連合の活動に関心を持っていただくためにも、どのような情報を提供できるか検討し、可能なものから随時、実施していきたくて考えております。また、市町村等職員の人事交流について、交流に関する基本的方針とその今後の対応はどうかというご質問につきましては、市町村人事主管課長会議で、人事交流について取り組んだ経緯はありますが、実行はしておりません。今後も、構成市町村とタイアップして調整を進めていきたくて考えております。また、田中知事が唱えた県職員の市町村への派遣についての見解はどうか、という件については、各市町村では従前から、長野県の「県・市町村職員実務研修規定」に基づく県実務派遣研修などの取り組みがなされて

おり、この件についても、それぞれの市町村の判断によるものと考えております。なお、新年度における広域連合への県職員の派遣は、予定しておりません。

**議長（小林洋之君）** 高木尚史君、再質問ありますか。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** はい、高木尚史君。

**11番（高木尚史君）** 継続をして質問をいたします。最初に介護保険についてですけれども、まだ具体的にそれぞれの自治体も予算編成の段階ですから、具体的な人数なり、動向を調査して予算編成をしている段階であろうかと思っておりますから、総体的な数字などについては、ま現段階ではやむを得ないものがあると思いますが、何れにいたしましても大塚議員の時の、答弁の中にもありましたように、7,500万円、平均1,250万円という金額は、これはやっぱり施設の運営などについても大変な金額ではないかというふうに思います。当然それは、新規のそれぞれ施設入居者のための器具の購入や或いは施設の整備などを含め予算編成をしておりますから、そういったものに影響をするということも考えられますし、或いは繰入金・財政調整基金なども含めてどのようにその減額したものを改めて編成をし直すのかという、そういう点では大変厳しい選択を迫られるのではないかと思います。このことについて、基本的に当然7,500万円という数字が表れているわけですから、基本的に補正をする場合に、どういう科目を減額していくというお考えなのか、その辺についての基本的なお考えがありましたら伺いをしたいと思います。更には介護報酬の単価が下がってくるわけですが、基本的に補正をする場合に、どういう科目を減額していくというお考えなのか、その辺についての基本的なお考えがあったら伺いをしたいと思います。更には介護報酬の単価が下がってくるわけですが、施設入所の場合、その場合にややもすると要介護度の高い人を優先的に入所を認めるというような方向にあってはまずいのではないかと思うわけです。そのために入所ガイドラインが作成をされているというふうに理解をしておりますけれども、そういった視点からいきますと、この入所のガイドラインの中で、重度の障害という、例えば要介護度5というのを重点にするのか、或いはさらにご家族の皆様の、家庭の状況をどれだけ加味をして優先順位をつけるのかという、そこには単なる経費だけの問題ではなく、それに介護をしている肉親の皆さん方への配慮も必要になると思いますが、その点ではこういった報酬単価の改定に伴って策定されたガイドラインだと思いますが、その基本的なガイドラインの考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。広域連合のホームページについてですが、なかなかやっぱり広域連合というのがどういうものであるかということが周知できていないのが現実の姿だろうと思うんです。それぞれの養護或いは特養の施設があっても、多くの皆さん方は市が経営している或いは町が運営をしているという、そういった感覚でご覧になっているのではないかと思います。入所をするという窓口はそれぞれの自治体の福祉事務所なり或いは厚生関係の窓口になっているのも一つの原因ではないかと思いますが、そういう観点からいたしますとショートを利用するときにはどういうあり方、或いは手続きをしていくのか、どういう状況になっているのかを含めた、詳細なお知らせをできるようなそういうホームページが必要ではないかというふうに思います。で、同時に、この広域議会がいったいどういうことを議論しているのか、基本構想では様々な具体的な事業を提起していますが、それに基づいて北信7市町村の北信広域連合というものが、どういうものであるのかって事をやはり知らせることが必要ではな

いかと思います。質問の中では申し上げませんでしたけれども、議会の会議録の公開についても記載をしておきましたが、今日見ましたら2月6日の日に広域議会の会議録がホームページにリニューアル、新しいホームページに今日公開をされておりました。1月の27日に質問通告をして2月6日に公開になったということですが、ちょうど事務局がそういったことを考えていたことと私が質問する通告とが合致をした結果として6日の日に公開になったと理解をしておりますが、そういうふうにはやはり、広域連合のあり方をきちっと知らしめていくことが必要ではないかと思います。同時に、ひとつはですね、長野県が昨年から地域づくり総合支援事業というものを新たに田中知事が、具体的にそれぞれの地方事務所を単位として提起をいたしました。そこにはそれぞれの自治体の首長或いは担当の部長なり課長の幹事会、そういったものを含めて地域の特色を活かすための事業をしていこうという事で立ち上げたわけですが、どうもその中には結果として、それぞれの自治体が予算を獲得するための地域総合支援事業になってしまったのではないかというくらいが見えるわけですね。ですから、地方事務所の所長を中心としてそれぞれの首長が入っているわけですから、やはり広域連合としてどういうものが必要なのか、連合がひとつのものになるためにどういう事業を進めればいいのか、或いは、それにはソフトもあるであろうし、ハードもあるであろうし、そういうものをやはりきちっとしていくことが必要ではないか。それはとりもなおさず、ホームページ上で広域連合のそれぞれの市町村が発展をするために努力をしているという証になると思いますが、そんなことも含めて、これらの問題についてもきちっと連合としての、地域の仲間としての位置付けをしていくことが必要ではないかというふうに思いますが、これらのことについてどのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。市町村等職員の人事交流についてですが、これはやっぱり賛否両論があると思うんですね。首長の皆さん方或いは連合としての考え、更にはそれぞれ仕事をしている職員の皆さん方の考え、そういったものを、きちっと把握をしながら進めていかないと、一方的にただ行って来いだけでは、それは単なる一方通行、義務的な交流でしかありませんから、何を求めて、どういうことを具体的な柱としてやるのかという基本的なものがなければ、職員の人事交流というものはなかなか有効なものにならないというふうに思います。そういう点では、現段階ではそういったことが実現をしていない訳ですが、時と場合によっては、人事交流がよかったというような事業内容或いは交流もあるのではないかと思いますけれども、それらのことについてやはりきちっとした議論と、そして職員もそうですし、それぞれの首長の、皆さん方の理解を得られるような、そういうものをしていくことが必要ではないかというふうに思いますが、改めてこのことについてお伺いをいたします。

**議長（小林洋之君）** 月岡事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 先ず、介護保険の、介護報酬の変更に伴うものでございます。議員さんご指摘のとおりでございますが、現在のところ、先程広域連合長のほうから答弁を申し上げた影響額が、私ども試算をしております。それではこの影響をどういうふうにするかという事でございますが、現在のところ私ども予算をつけているものについては影響の無いようにしたいと思います。それで減額になった分については、各施設でそれぞれ財政調整基金の積み立てがございますので、その減額になろうかと思いますし、それだけで吸収できない施設におきましては、一時的に取り崩しもありうるかというふうに考えております。従いまして、今後運営をしていく中で、10月補正をお願いをしたいという考え方でございます。

それから、この4月1日に発足いたしました入所にかかわる検討委員会の関係でございます。議員さんのご質問の中では、介護度だけの高いのを選別するのかということにつきまして、基本的には介護度が高い人で、在宅で、家庭介護が困難であるというような状況の方が優先して入所できるようにという考え方でございますが、それだけではありませんで、ただいまご質問の中にありましたように家庭条件等を十分加味して優先順位を決定するようにという事で、県の方のガイドラインでもそのように示されておりますし、私ども広域連合で策定をいたしました要綱の中でも、そういう条件を加味しながら優先順位を決定していくという考え方でございます。次に、ホームページの関係でございます。私どもの他にも、広域連合でホームページを開設しているところがございます。先の長野広域と比較いたしましても、アクセス件数で確かに、私どもホームページを開設したのは今年の3月でございますが、アクセス件数が人口割で見ましても若干少なめでございまして。ご提案の趣旨を生かしまして、ホームページの内容充実を図りながら周知を図っていきたくと考えております。次に、地域づくりの関係でございます。議員さんご指摘の地域づくり総合支援事業は、県の方で採用になっておりまして、私ども実は適用させていただきたいと考えておりまして、予算書のなかの7ページでございますが、総務費の県補助金という事で、一応327万円ほど見込みをさせていただきました。それを一般会計の企画費の中で取り込みまして、それぞれ新規事業、それから観光関係等について利活用をしたいということでございます。具体的には、予算書の中に掲載してございますが、広域観光の関係で、長野広域と北信広域がタイアップをいたしまして、小中学生を対象にいたしまして、観光ガイドブックを作りましてお互い隣同士の広域でございますので、交流を図りながら将来この地域を支える市民になっていく皆さんに有利に勉強してもらおうという制度を、手を携えながらやっていきたいという考え方でございます。それからもう一つは、管外から当広域連合管内に観光でおいでになる皆さんに観光ガイドをパンフレットだけではなくて、コンピューターの端末を3箇所ほど用意させていただいて、そちらで検索をしながら当広域管内の観光地を廻っていただきたいというような事業に使いたいということで、予算を組まさせていただきました。以上でございますので、よろしく願いいたします。

**議長（小林洋之君）** 高木尚史君、再度の質問ありますか。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** はい、高木尚史君。

**11番（高木尚史君）** それでは、一点だけ最後にご質問をしたいと思っております。これは、介護報酬の単価改定に伴う影響額の問題で、それぞれ財調基金などを含めた対応の基本的な考えをいただきました。やっぱりそこには基本的に今回の予算提起の中でも、それぞれの現場で働いている皆さん方が大変な、夜勤体制を含めて、ご苦勞をなさっている。そういった人員体制の中で、嘱託職員の新たな配置などを含めて予算提起をされたことは承知をしておりますが、そういったものを職員体制の方へ、入所されている皆さん方へしわ寄せがあってはならないというふうに思います。その事はやっぱり第1原則に、この予算を補正する時には必ず考慮をさせていただいて進めていただきたいというふうに思います。で最も心配をすることは、長野県内の広域連合管内でもそうでありますけれども、そういった施設の厳しさということを前提として、民間に委託をしようという動きが高まっていますし、既に部署によっては委託をした施設もございまして。例えば、長野広域連合管内では給食廃止、フードサービス部門を民間に委託をしたという事例も報告され

ておりますし、南信でもそれぞれの連合の施設を委託してはどうかというような議論もされているというふうに承知しております。そういったことは、一つには財政的な問題を一つの裏付けとして、この際というような考えがどうも見られるようであります。やっぱり公的な施設として現在高齢者が大勢いる。そして介護を必要としている皆さん方がいるという、そういう観点からいたしますと、現在建設をされている施設、或いはこれから建設をされていく施設についても公的な立場でそれぞれの皆さん方の対応をして行こうという基本的な考えが根本にはあるわけですから、根本的な考えを逸脱してはならないというふうに私は考えております。ですから、今後もそれぞれの施設の財政状況なども含めて今後もおそらく議論になるのではないかと思いますし、先程の連合長の答弁の中でも栄村の一つを建設して行こうと、基本的な考えの中での民間活力の導入などを含めての答弁もありましたけれども、やはりその福祉というものがいったいどういうものであるのかというものを、基本的な視点を据えて是非議論をしていただきたいと思っております。そのことが、施設に入所される皆さん方の待遇をきちっと守ることであり、或いはそこで働く職員の皆さん方の労働条件、権利をきちっと確保する、保障すると言う事につながるというふうに思いますから、改めてこの減額をするというふうに予定をしているそのことが、今申し上げましたことについて波及はしないということをして是非ご答弁をいただきたい。これは連合長にお願いをします。

**議長（小林洋之君）** はい、綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** これからの課題でありますので、慎重にいろいろと前から考えております。基本的には、先程お答えした内容と同じく考えております。

**議長（小林洋之君）** 以上をもちまして、高木尚史君の質問を終結いたします。

次に進みます。

順位4番、木島線代替バス等公共交通対策について、もう一つは、障害者施策について、さらに、特養施設の職員体制の充実について、17番、青木豊一君。

（17番 青木豊一君 登壇）

**17番（青木豊一君）** 青木豊一でございます。私は通告した3点について質問をいたします。はじめに、木島線代替バス等公共交通対策について伺います。本件について現在長野電鉄木島線問題連絡調整会議で検討されていますが、本件は本連合の新北信地域ふるさと市町村圏計画も明記している、地域の住民の安心安全な生活を営む上で重要な問題であり、連合長に伺います。今回の問題の発端は、関係住民7万人の木島線存続を求める署名運動に対し、長野電鉄は自社の考えを強引に押し付け、連合長を責任者とした木島線対策協議会が県との十分な折衝のないまま受け入れたことにあるのではないのでしょうか。ところが昨年11月末、長野電鉄、長電バス会社から木島線代替バスの改善策として、1運行、2運賃制度、3自治体の、公費負担の3項目の提起がありました。伺います。1点、この3項目の提案は何れも住民負担を強いるものであり、到底受け入れがたいものといえます。連合として、どう対応を検討されているか伺います。2点は、関係地域住民の足と生活を守るためにも、今後の公共交通対策が緊急に求められております。連合としてのお考えを伺います。次に、障害者施策についてであります。私は、新基本計画の第2章ふるさとを愛する人を育む圏域づくりに基づいて、次の3点について伺います。1、飯山養護学校の分校化についてです。私は平成13年度第2回定例会でこの点を連合長に質しました。連合長は、要望がない、連合

として取り上げて進んでいく問題ではない、などと答弁をされました。改めて飯山養護学校の分校化についての考え及び障害者の教育の平等権を確保し、可能な限り居住地で教育を受け、就業できる教育条件を整備する必要があると考えますが伺います。2、障害者の生活や就労権を尊重し、社会に参加・貢献したいとする障害者に応えるため、飯山養護学校を卒業した知的障害者が安心して利用できる授産施設の拡充・創設を、連合としても積極的に具体化を求めるものであります。3、障害者支援制度に伴う国庫補助削減に対する対応について。本制度は、2005年5月日本共産党の反対を押し切り成立された社会福祉法の施行に基づいて具体化されました。厚生労働省は、障害者のホームヘルプサービスに条件を設けることを発表し、障害者団体から強い反対を受け、上限案は事実上撤回しましたが、新年度予算案は抑え込まれています。連合長として、障害者が安心して生活できるためにもこうした国庫補助削減に強く反対し、いつでも安心して制度が利用できるよう施策の一層の拡充を求めるものです。次に、3つ目は、特別養護老人ホーム等職員体制の充実についてであります。これまでも繰り返し同僚の丸山議員と職員体制の拡充で、利用者に喜ばれる施設の充実と同時に、基盤整備を求めて参りました。本予算案で、その具体化がされたことに対し、改めて敬意を表するものであります。と同時に次の点についての一層の改善を求めます。1、職員配置の拡充と利用者の待遇改善について。連合長は提案説明で、看護・介護職員の人員基準に満たない施設は、臨時職員から嘱託職員にして改善を図ったと述べられましたが、問題は、最低基準でさえ正職員でまかなえない所に最大の問題があるんです。この改善こそ強く求めます。実態を含め伺います。また新年度の職員採用を実施しなかった結果、高社老人ホームじゃ職員定数を割ってしまいました。どう問題をお考えになっているか。また、過去に利用者の尊厳にかかわる排泄オムツ等、利用者が安心して、人間としての営みができるよう改善を求めましたが、その具体化をお伺いします。2、嘱託職員の待遇改善についてです。嘱託職員の介護職員は、先に述べたとおり正職員と同等の仕事をしているにもかかわらず、正職員と比較して給料で約40%も少ない状況です。新年度にあたって、嘱託職員の待遇改善が強くも求められますが、どう具体化されるか、また今後の対応について伺いいたします。以上です。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 青木豊一議員のご質問にお答えをします。まず、長電バス等の対応でございますが、平成14年3月31日をもって廃止されました長野電鉄木島線の代替手段としまして、翌日より運行された代替バスであります。先ごろ、長野電鉄から利用者減に伴う経営悪化により、減便、それから運賃値上げ、それから欠損が生じた場合の公的補助、の3項目について提案がなされたとの報道がありました。利用者の立場を考え、運行本数については、通勤・通学・通院等を考慮し、極力減便を避けるとともに、運賃値上げについても最低限とする、また公的補助についても、関係市町村で組織する「木島線対策協議会」において、「長野電鉄木島線問題連絡調整会議代替バス小委員会」を通して協議をしております。今後の交通対策についてであります。今後とも公共交通のあり方につきましては、木島線対策協議会をはじめ、また、総合的な交通計画策定等、市町村独自に取り組みがなされているところであります。

次に、障害者施策についての問題であります。まず飯山養護学校の分校化について。飯山養護学校に聞きましたところ、平成8年以降高等部生徒が増加してきている。しかし、平成14年度がピークで新年



度からは減少するということでもあります。したがって、分校化の計画はないということでもあります。2月4日の新聞報道によりますと、「県では、比較的障害の軽い生徒の入学増加等に対応するため、養護学校高等部の、職業教育などを行う分教室の設置について、平成15年度に検討に入る。」とありました。このことは、生徒の卒業後の社会的自立へ、より道を開くものであり、又、通学場所の増加に伴う地元学校での勉学等、地域に密着した環境が整うものと期待をしております。それから、広域連合管内における授産施設等の拡充についてであります。現在、北信圏域における授産施設は、身体若しくは精神上の理由又は世帯の事情がある方々に、就労又は技能習得の機会及び便宜を行う社会事業授産施設が、中野市、飯山市、豊田村の3箇所に、又、障害者等共同作業所も、中野市、飯山市、山ノ内町の3箇所に、精神障害者小規模訓練施設が、野沢温泉村を除く6市町村にそれぞれ設置されております。また、昨年2月には飯山市に、社会福祉法人高水福祉会が運営する知的障害のために雇用が困難な方が対象の、知的障害者授産施設が新たに開所しました。この施設の整備にあたっては、7市町村で整備費の約半分、4,880万円余りを負担いたしました。さらに平成15年度には、精神障害者小規模通所授産施設が、中野市で計画されているとのことでもあります。徐々にではありますが、養護学校卒業生等の障害者の受け皿となる授産施設等の整備が進んできている状況にあります。今後も障害者福祉に関し、市町村福祉担当主管課長会議等の意向をふまえて、必要な調査研究を行いたいと考えます。障害者支援費制度に伴う国庫補助削減に対する対応についてであります。国では、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉ニーズに対応するための見直しを行い、障害者福祉サービスについては、本年4月から、今までの「措置制度」に替えて、新たに「支援費制度」をスタートさせることとしました。この支援費制度における訪問介護のサービス利用については、先日、厚生労働省は、「従前のサービス水準を確保する」という見解を示したところであります。特養施設の職員体制の充実について、職員配置の充実と利用者の待遇改善であります。平成15年度からは、看護・介護職員の人員基準の不足分については、嘱託職員を充て、又時間帯等によっては、引き続きパートにより対応することにしております。利用者の待遇改善については、施設において検討会議の開催や研修等により、サービスの向上に努めております。今後も利用者の状態に応じた、きめ細かなサービスに努めていくつもりでございます。嘱託職員の賃金など待遇改善のご質問ですが、一般職員の給料につきましては、引き下げせざるを得なかったわけではありますが、非常勤職員の賃金については、現状で努力いたしました。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** 青木豊一君、再質問ありますか。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** はい、青木豊一君。

**17番（青木豊一君）** 最初に、長電バスいわゆる木島線の問題についてお伺いしたいと思うんですが、大変驚いたことはですね、いわゆる長電からの問題提起について、報道されているというお答えでありました。これはですね、この自ら自治体の首長であり、連合長として、また私は先程も申し上げましたように単なる問題として問題を提起するのではなくて、先程申し上げたような経過の中で関係住民が強い存続を願っていたにもかかわらず、十分長電や或いはまた県との折衝のないままこれを受け入れた結果として、改めて長野電鉄は年間で3,000万円の赤字が出るという、こういう試算のもとに減便だとか或いは大幅な

運賃値上げを求めてきたわけです。例えば、電車、いわゆる運賃値上げについて見ますと、普通運賃の場合に木島から中野駅に来た場合に25%、通学の場合は64%、安田からの場合は72%、通勤の場合で、木島から中野の場合22%、安田から28%という大変なやはり値上げの計画を提起してきたわけです。こういう問題について、計画ではこうした問題について調査研究をするということを明記されながら、住民に対し、しかも関係する首長が全部集まっている連合において、こういう責任のない答弁というものは、私は理解しがたい。いったい関係首長としてどういう検討をされていたのかどうか、質問でも申し上げたとおりいわゆる連絡調整会議で検討をしていることは知っていますし、中野市ではこの問題について、月曜日に報告するようになっていないですか。それを連合になったらその答弁ができないということは、いったいどういうお考えで計画の実行・調査をされているのか、改めてこういったこの大幅な値上げについて抽象的なお答えがあったけれどもいったい現在の検討段階、3関係首長の検討の中でどういう方向が出されているのか明確にお答えをいただきたい。また、連合或いは副連合長との協議がどう行われているのか、このことについて明確にお答えをいただきたいと思うんです。また、県等について、出た場合に欠損分を全て関係自治体に求めるということですが、この点についてのお答えも併せてお願いしたい。

次に、飯山養護学校の問題についてであります。この問題についても、私はですね、先程丸山議員からも現場主義の問題、このことの指摘を繰り返し行われました。結局、これは事務レベルが連絡をとった結果でしかないんです。この14年度についても、普通教室が不足して特別教室を使わなければならない事態に陥っているんですよ。しかも当初の計画は50人に対して、今90数名、約8割も増えているというのが現状です。いったい、これはですね、言葉が正しいかどうかわかりませんが、養護学校でなくて普通の学校であったらいったいどういう問題が発生するのでしょうか。ここに、障害者が参加と平等と謳われながら行政当局自身が自らの地域の大事なお子さんが、どういう教育環境に置かれているのかということや連合長が知らないということや、事実も不明確だということや改めて証明されたに過ぎないと思うんです。県はですね、そういう一方で先程お答えがあったように高等部のある13学区において、問題を提起してですね、教室が足りなくなったり、教科学習の充実を求める声に応えなくてはならないと、また自宅に近い場所で学びたい、仕事をしたい、この要望に県は応えようとしているのに、肝心かなめの足元の連合長も、或いは、関係する自治体の首長からもこの問題が提起されないということは、私は本当にやはり関係する皆さんの不安に代わって、厳しくこの問題の行政当局の対応について指摘し、そして改めてこの現状について県がこういう方向を出したとしたならば、私達の地域にも職業高校があるわけですから、そういう分校化の方向にいち早く検討具体化する、そして、こうした卒業した人たちの仕事の確保・環境をやはり整えていく、これがやはり求められていると思うんですが、改めてお考えをお伺いしたいと思うんです。それから、授産施設についてでありますけれども、先程もお答えがあったように、ふっくら工房が関係する、連合ではありませんけれども、関係する同じ7市町村が法人を作ってやっているだけの話なんです。ここで分担金をやっぴいながらですね、この人たちが、いわゆるこのふっくら工房の分室を作って欲しいとこういう要望が出されているわけです。にもかかわらず、それは各市町村の問題だと、これではいったいこの行政にあまりにも公平さがなさ過ぎるし、連合長として計画に基づく調査研究があまりにも欠如している、こういうふうには言わざるを得ないと思うんですけれども、一体このことについてどうお考えになっておら

れるのか、また今後のお考えについてお聞かせいただきたいと思うんです。例えば、飯山養護学校の皆さん方の卒業者がどういうふうになっているかといいますと、平成9年に49%、10年49%、11年48%、12年51%、13年56%、14年、高校、高等部の生徒ですね、そして就職はどうなっているかという、平成9年が29%、10年71%、11年50%、12年72%、13年38%、14年22%、いわゆるこれは内定プラス内諾を得たという人を含めてこうです。こういう高等部を卒業した人があるにもかかわらず、ここにどうやって就職環境を整えるか、ここがやはりもう少し真剣にお考えいただきたい、改めてお考えをお伺いしたい。同時にですね、今年の卒業生9人の中で、7名が授産所等に入所を希望されているわけです。こういうことを通じて、やはり働く環境、ここはやはり非常に重要だということが明確だと思うんですが、お伺いします。

次に、全くお答えが、あの議案質疑より悪いようなお答えなんですけど。一つはですね、この例えば望岳荘を見た場合に、6人で1,207万円の報酬が計上されているわけですね。これはもう日常的に6人の方が勤務しなければならない、そういう状況になっていると思うんですよ。こういうことが何で、正規職員等に対応されないのか、或いは、たまたま高社寮が欠員一人となってしまうわけですけども、中途に結婚をされたら、それで補充ができないという。こういう職員の採用の仕方、いわゆるこの問題について、もっとどこにこういった問題の、解決しなければならない問題があるかはっきりすべきだと思うんです。ましてやですね、私がざっと計算いたしますと、人勤などでの人件費等の削減額が約1,000万円、介護関係、このお金をですね、ただ職員の身を削るだけでなくて職員の労働環境をよくすることとともに、そこで入所された利用者の人たちの利用に役立てる、こういう方向に使うこそ皆が喜ぶことができると思うんです。何故、こういった施策を具体化されないのか。また、排泄の問題について、6割から7割8割近い状態にあることについて改善を求めましたが、これはそれぞれ量の問題だけじゃなくてね、やはり職員体制に根本的に問題がある。こういった問題について、どう首長、正副連合長の中で検討されてきたのかどうか。そういうことが繰り返されなかったら、ここでこうして議論、私達が質問しても、それは単なる議員と連合長とのやり取りに終わってしまう。そういう点で、この検討を、いわゆる正副連合長の中での検討結果についてお考えをお聞かせいただきたい。又どう、そういった問題について具体的に対応されるのか。予算書を見れば、千曲荘については、ポータブルトイレの設置を記されておられますけれども、他には具体的にないわけですね。こういったことを含めて、この改善が図られるのかどうか。

次に、嘱託職員の問題についてですが。嘱託職員の問題については、これはやはり裁判でも、丸子警報機の裁判を通じてですね明確にあったことなんです。同一労働、同一賃金が原則であると。そして、例えばその同一労働、同一賃金の基準とは何かということですが、同じ勤続年数の女性、正社員の8割以下となるとときには、許容する賃金格差の範囲を明らかに被告の、丸子の公序良俗違反として、違法と判断すると、こう明記されているわけです。お伺いしたいと思うんですけれども、いわゆる3対1の基準に満たないで、或いは年休その他ですね、夜勤をするそういう嘱託職員というのはいったいそれぞれの施設でどれだけおいでになるのか。この人たちは、全く同一労働を強いられている。しかし、はるかに2割を超えるような状態に私はあると思うんです。こういうやはり身分較差で、どうしてやはり利用者に温かい利用を提供し、又職場環境を良くする事ができるか、この点についての改善をお伺いしたいと思います。

それから最後ですけども、先程丸山議員の方でもショートステイの問題について問題を提起されまし

たが、結局問題をですね、どう改善するかっていうことについての正副連合長との集団的な検討がないということが、こういう状況にあると思うんです。例えばですよ、いわゆる送迎がされているところについては、その市町村はそれで基本的にはショートステイはオーケーなんです。他の連合長からすれば、自らの住民に対する責任、公平ということからしておら方も何とかして欲しいって言うことは当たり前なことなんです。しかもそれは十分改善する方法はあるんです。例えば、最低限の法に基づいたものについては、より上回ったものは連合としていわゆる負担をするのか。或いは今のリースになっている車を、そういうものを送迎するものに代えて提供するか、問題はどうか改善をするかっていうこの方法さえ明確であれば充分改善の方法はできると思うんです。この点について改めてお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 長電バスの問題、それから障害者等の施設の問題につきましてのご質問、青木議員の再質問に対しましてお答えをいたします。前回お答えしたアウトラインでございますが、連合としては連合のエリアに起きるいろいろな問題は、極力連合の中におきましても解決の方向に向けて努力をしていきたいという基本はもっております。ただ、いまの連合体というものもっている取り組みの程度の問題になります。一気に合併したような姿の対応をするということもむずかしゅうございます。ま、さりとてこれまでの一部事務組合のような形のままで、決まった問題だけを取り組むという限界でもないと思います。従いまして、こういった広域連合の場で諸種の問題について議論されることはふさわしいとは思いますが、執行につきましては、やはり限界はあろうかと思えます。それをその、連合体そのものの充実度、それからスタッフの関係全てを含めましてこうあるべきが、最も良い姿だということに逐次改善充実させているのに合わせまして、なるべく広域連合のエリアの中で起きている、またその住民に関する問題には、もしそれぞれの自治体が市町村としての枠を越えての問題であれば、極力議しては行きたいと思っておりますが、限度を考えながら今後とも進めていこうかというのが基本にあるかというふうに考えております。

それから、特養に関する問題とデイサービスの問題については事務局の方で再度お願いします。

**議長（小林洋之君）** 月岡事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 広域連合長の答弁に補足をして申し上げます。まずあの、結婚等で退職した職員の補充をここでやるべきではないかというご質問でございましたが、そのときは欠員が一人だけでございまして、一人の採用をするためにかなり費用がかかりますので、次年次には定年退職の方が数名いらっしゃるというふうなことで、その間囑託で対応するというようなことでございますので、よろしく願いいたします。それから、養護学校の関係につきましては、先の新聞報道で、分教室という報道が私ども拝見をいたしました。県の方で今後どのようになるか、これによって対応をしてゆきたいと考えております。

それから、ショート送迎についてどういうふうに対応するかということにつきましては、先程の丸山議員さんにお答えした内容と同一でございます。それから、オムツ等入所者の処遇にかかるサービス内容について、職員体制に問題があるから改善が図られていないのではということにつきましては、現場の施設長であります望岳荘の施設長から答弁をしてもらいます。

**議長（小林洋之君）** 望岳荘施設長。

**望岳荘施設長（小林美弥子君）** お答えいたします。予算化はしてないじゃないかというお話がありましたけれども、私どもは、ポータブルトイレ2台、18千円、これは需用費の中で予算化をさせていただいております。それからポータブルトイレを使うためには、介助バーというものが必要になります。その人により介助バーの形が違ってありまして、これにつきましてもポータブルトイレを使ってもらうために5台、132千円の予算化をさせていただいております。できるだけオムツでなくその人の尊厳を重要視させていただきたいということで、ナースコールを設置させていただいておりますので、ナースコールでお呼びになられた時にはすぐ職員がそこへ出向く、それからその他にナースコールを使えない方につきましても時間を見て職員がなるべく介助をさせていただくというようなことをさせていただいております。できる範囲で、職員は頑張っている。そういう状態でございます。以上です。

**議長（小林洋之君）** 青木豊一君、再度の質問ありますか。

**17番（青木豊一君）** 質問はありますけれども、答えなんかがみんなされていない。先に、そちらをお答えいただきたい。例えば、交通問題について、木島線代替バスについては、全く答弁が、お答えがなっていない。また、正副連合長で検討されたかということについても、お答えにありませんでした。私が、質問通告を求められたのは、先月の27日です。そしてこの会議があったのは、それから数日後です。それで、その会議のときには連合長が、正副連合長の会議が行われていたわけですよ。だから、質問について共通する問題について当然木島線の問題、誰でも見たって共通する問題で、連合長の判断でできる問題じゃないんです。まさに、連合なんですから、それぞれの首長が自治体に責任を持っているんですよ。その人たちの意見を聞かずして、連合長が勝手に他の自治体を縛ることはできないと思うんです。当然、そういうことについて検討されてしかるべきだと思うんです。そういうことについてもお答えがない。それからまた、3対1の基準について連合長は提案説明で、正規で満たないところについては囑託でやると。これは一つの改善の方向なんですけど、その実態はどうなっているかということもお聞きしましたが、そのお答えもありませんでしたので、そのことのお答えの後、再度の質問を行います。

**議長（小林洋之君）** はい。綿貫連合長。答弁に落ちのないようにひとつお願いします。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 木島線問題についての質問のお答えが不完全だというようなことでございますが、当初申し上げましたように、木島線の代替バスの問題につきましては、主として木島線対策協議会という各幹事の集まりが、県とも一緒になって対策を練っているわけでありまして、広域連合がその問題を主に受けて進めていこうという関係に初めから置いてありません。従いまして、先程のように連合の正副連合長会議で知りえた範囲では、理解はしておりますが、お答えしましたように、現在協議をしている内容の方向というの、ある程度見えるようになったところで、当然それに対しての対応をしていきたいと考えているわけで、あとの件につきましては事務局の方でお願いします。

**議長（小林洋之君）** 月岡事務局次長。

**事務局次長（月岡保男君）** 直接処遇職員の配置の関係でございます。それぞれの特養施設の入所定員に対しまして、施設利用者3人に対して職員1人という基準が定まっております。それによりまして、この職員の配置基準といえますのは、前年の実際の利用実績に対して3対1でやりなさいという基準になって

ございまして、全体で申し上げますと、必要な職員数が、155人でございます。そのうち常勤の看護職員数が18人、介護職員が120人でございます。非常勤の直接処遇職員は、常勤換算という形になりますが、35人ちょっとでございます。従いまして基準はクリアーしているわけでございます。御質問の中にございましたとおり、結婚退職等で職員定数に欠けた直接処遇職員の関係につきましては、ご質問の中にありましたとおり囑託に代わって運用しているという実態でございますのでよろしくお願いたします。以上でございます。

**議長（小林洋之君）** はい、青木豊一君、再度の質問ありますか。

**17番（青木豊一君）** これはですね、私は忙しいとかっていうことではなくて、私達も忙しいところを皆さんが決められたものに基づいて、議会に出てきているわけですよ。ですから、私達の質問は、私個人の問題ではなくて、木島線の問題についても、乗客者だけでも1日6百数十人という方が影響する問題なんです。養護学校についても、同じです。そういう皆さんがこの場で発言できないから、私がおの方に代わって問題を提起しているわけです。それを忙しいから、連合の組織の問題だとかと、言うことでそりゃ逃げてはならんと思うんです。連合の規約で、ちゃんと明記しているんです。この第4条のキで、その他広域にわたる重要な課題で、第11条云々と、連合長が必要と認める事項についてはやるということになっているわけですよ。或いは先程申し上げましたように、新広域圏計画では、明確に地域の交通、公共交通問題について、調査研究を図る必要があると、こういうことも謳われているわけです。問題は、このことを、皆さんがおやりにならないから私たちが問題を提起して、この問題についてのお答えを求めているわけです。それを組織のあり方とか、その他の問題に改称するのではなくて、住民の皆さん方のこの切なる声に対して、正面からやはり議会で答弁をしていただきたいし、仕事として取り組んでいただきたい。このことを強く求めるものです。で、なお、木島線の問題について、これだけ問題があって、中野市で月曜日に全協が開かれているのにね、市長が第三者のような答弁を繰り返しておられる。市長自身が全協の要請をされているわけですよ。にもかかわらず、こういう答弁を繰り返されていったい本当にやはりこの連合議会に対する連合長としての責任ある回答、集団の英知を結集した住民に対する真摯な態度、私はやはり見られないと思うんです。改めて現状について、現時点でわかっていることについて明確にお答えいただきたいと思うんです。それから、養護学校についても同様です。分校化が問題なのか、いわゆる分教化・室が問題なのかという問題ではなくて、すし詰め状態になっているこの養護学校の生徒の人格・人権をいかに私達に対応し、改善を図っていくか、その方法の中の問題としてそのどう探求するかっていうことは私達の責任の問題として提起しているわけですから、そういう立場でお答えをいただきたいし、是非改善をお願いしたいと思います。それから、ショートステイの問題について、丸山議員にお答えになったことを私も聞いておりますが、納得できる回答が何一つ無いんです。私も提案しているんですよ。財政的に問題を処理するのか、それともリースで借りている車をそこに活用できるようにするのか、そういう方法をすれば問題を解決できる、このことについて、私の質問に、明確にお答えいただきたい。それから職員問題についてですが、いわゆる正規職員の問題についても先程申し上げたように、1千万円というこのお金を、私はやはり職員の待遇の改善にしっかりと充てるべきだ、その事を通じて利用者に喜びや安心を与えている、これはやはり連合としての当然の方向だと思うんです。この点を強く求めておきたいし、お

考えをお聞きしたい。なお、予算の編成について先程お答えがあったんですが、努力されていることを否定しているのではないんです。ただ、予算書を見ても、或いは皆さんの主要施策の説明書を見るとね、その文言というのが無いんですよ。ということは、これはやはり連合としての予算の、そのあり方に私は問題があると思うんです。議会にも親切で、わかりやすい予算書を編成していただくということが、やはり求められていると思うんです。何れにいたしましても先程現場の努力について、前からも十分理解しているわけですが、だからこそ適切な人の配置を含めてですね、この問題を是非改善をしていただきたいというふうに思うわけです。そのことだけ強く要望しておきます。以上です。

**議長（小林洋之君）** 通告以外のものは、要望ということなんですね。

**17番（青木豊一君）** ええ、質問以外のはね。

（「はい」と言う声あり）

**議長（小林洋之君）** はい、綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 細かい問題を、この議会でご報告する範囲のことは申し上げましたが、それはあの、そのそれぞれの各市町村の所管会議で細かく検討をしております。各市町村の段階では、行政体としてご理解いただき、また議会等でご理解をいただいているところだろうというふうに思っております。従いまして細かい点についてまで、この連合議会において、その限度というものを考えてお答えをしたつもりでございます。何れにしても、まだ、提起の問題については申し上げてないわけです。青木議員のただいまのご発言、ご質問というよりご発言の内容につきましては、私も極めて納得するお考えの部分があります。ただ、あくまでも広域連合というもののもっている性格が、極めて中途半端な段階の組織体であります。理想の形は文言ではできておりますけれども、今全国の運営そのものが中2階的なようなものであるだけに大変な紛糾をしているものが多いでございます。完全に、合併なら合併の独立した一つの自治体になっているようでしたら、予算につきましても、何につきましてもきちんとした形で、独立した1自治体として動いていけるんですけれども、広域連合とした、それぞれが構成としては独立の自治体であっても、お互いに広域という枠の中で融通を持っていると議していこうというような形のものが期待される姿であります。その中で決定が、相当全ての面に影響を与えることがなかなかできない状態があります。行政に関していろいろと検討をしている、研究をしている皆様方もこういう広域連合の中でそこまでやろうとしたら、全ての、それぞれの正副連合長の責任において、きわめて頻繁、長時間にわたって会議を議して、細かい点まで全部熟知して連合体が1自治体と同じ程度の深さでやらなければならない。そうでなければ、不完全である、というような問題が出て紛糾をしているようであります。そういった大きな視野に立って考えていかないと、やはりこの連合体の運営というものがいかないとしますので、その辺も是非、今後も皆さん方がこうあるべきだと、現実的にやれる姿のものをいろいろお考えをくださいまして、我々の方にもお話をいただければありがたいというふうに思っております。

**議長（小林洋之君）** はい、以上をもちまして、青木豊一君の質問を終結いたします。

---

**議長（小林洋之君）** ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 2時25分)

(再開)

(午後 2時37分)

議長(小林洋之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に進みます。順位5番、広域連合特養施設の栄村への建設について、

19番、桜沢恒友君。

(19番、桜沢恒友君 登壇)

19番(桜沢恒友君) それでは、議長のお許しが出ましたので一般質問を行います。

広域連合特養施設の栄村への建設について。この件については、前回或いは前々回の議会において、丸山議員並びに青木議員の質問の中で、栄村への建設の必要性、また連合としての公平さ、また北信町村議員大会において2度も全会一致で採択された経過等について、詳細に話されておりますので、各位におかれましてもこの点は十分おわかりのことと思いますので、私は、この点は割愛いたします。

さて、県が1月30日に15年度から19年度のいわゆる第2期ゴールドプランが提示され、北信圏域については70床が決められたわけでございます。今までは、この点がまいち不安の要素があったわけでございますけれども、それが解消されたわけですから、この広域連合管内で唯一施設の無い栄村に建設すべきと思いますし、栄村全村民の長年の悲願をかなえてやるべく、この連合各位の温かいご理解を賜りたいと思います。先日4日の日に行われた正副連合長会議の中で、連合長は、栄村を前提として検討に入る旨話されたと聞き及んだわけでございますが、本日の前段の、質問者の答弁の中で、この辺がはっきりと示されたわけでございます。まあ、私にとっては、誠に栄村という言葉がはっきりと出ましたし、大きな前進であると、非常にこの答弁に対する謙虚に受け止めまして、心からの感謝と敬意を表したいという気持ちでございます。

まあ、それについて、栄村の特異なような地域というような観点であろうと思うんですけども、昨年の秋頃からいろいろの情報の面が私の耳にも入っております。そういった危惧を取り外していただくためにも、2、3この点に触れてみたいと思います。まず、看護師が足りないではないか。ま、こんなことを言われた方もございますし。これは、栄村に看護師が5人程おりますし、栄村から他の病院或いは施設等に勤めておられる看護師が17名ほどいます。あわせていくと22名、そのうち保健師もいますし栄養士もいますし、保健福祉士、歯科衛生士もございます。もし栄村にこの特養施設ができれば、そちらへ入りたいというような希望を話されている人も数人おります。この点については、何ら心配はないと思います。まあ70床クラスでは、現状の中でも看護師は2人か3人というふう聞いております。十分対応できると、こんなふう思います。また、そんな危惧の中で一番理解に苦しむのは、栄村のような豪雪地帯に建ててもなかなか入り手が無いとか、或いは職員すら行き手がないではないか。まこんな、栄村に対しては極めて、私はそういう見解は、差別的な見解だと思いますし、非常に遺憾に思うわけでございます。まあこういった認識は非常に甘いと、この辺についてちょっと申し上げます。ご存知のように栄村は、確かこの連合の区域の中では一番豪雪でございます。しかしながらこれに対応すべく、除雪に関する、術はまさに



完璧でございます。今の真冬の中でもどこの地域にも車で行けますし、それぞれの家の際までは車が入ります。

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

そこで、先程らい、非常に前回までの連合長のこれらに対する答弁は、私にとっては非常に抽象的な面が多かったというふうに感じていたわけでございますけれども、まあ連合長というお立場から現時点ではそういう答弁より仕方が無いのではと、まあ極めてよい方向のご理解を持っていただいております。なお本日、はじめて栄村を前提としたという、まあはっきり示されたわけですが、この点については本当に先程も申し上げたように、私としては興味深かったし、実は、この議会にも栄村の村民の中から是非傍聴にも行きたいというような方が非常に多かったわけございまして、それは私の方で抑えて、まあ今日の議会で何とか明るさが出るんじゃないかと、まあもう少し待つてというようなこともございました。

そこでお聞きいたしますけれども、まあこの栄村を前提とした検討に入るということでございますけれども、いつ頃ねその、私とすれば緊急に位置決定だけはしていただきたいと。いつまでも何年も延ばしたのでは何の意味も無い。栄村にとっては、用地につきましてもそうですし、それに向けても取付け道路の関係もございまして、その辺で準備段階がございまして、なるべく早い時点で栄村に決定していただければその辺も支障の無い準備段階ができますし、その辺をひとつお願いしたいと思います。それと、もう一点は、広域連合として、今までの既存のような建設内容でやるのか、今非常にその民間の勧誘の話もいろいろ出てきておりますし、その辺の民間でやるのかね、その辺を明らかにしていただきたいと思っております。まあ、栄村としては広域連合のこの組織が介入しての民間施設であればそれはそれでいいと思うんですけども。その辺ともう一つ伺いたいわけでございますが、もう一点は、栄村議会から陳情書を連合長のほうに提出申し上げてあるわけでございますが、これが正副連合長会議の中でどのような扱いをされましたか、この辺についてお尋ねを申し上げたい。大体要点はこれで、1回目の質問を終わります。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 桜沢議員のご質問にお答えいたします。

広域連合特養施設の栄村への建設についてのご質問でございます。

まず、その後の正副広域連合長会議の経過・進展はどうかということでございますが、これは、まあ先程のお話にもございましたように、この経過につきましては先程大塚議員、丸山議員にお答えしたとおりでありますので、よろしくお願いたします。

それから、今期のこの議会で正式に取り決め、県に申し込むべきと思うが如何かという事でございますが、今後の方針につきましても、先程、大塚議員、丸山議員にお答えしたとおりでございますが、正副広域連合長会議の検討結果に基づきました、民間活力の利用によって、栄村への建設を前提に、検討を進めて参りたいと考えておりますというのが今の状況でございます。

陳情書に関してのご質問でございますが、これはあの、正副広域連合長会議におきまして、それぞれに承知をしてもらってございますので、よろしくお願いたします。

**議長（小林洋之君）** 桜沢恒友君、再度の、再質問ありますか。

（「議長」という声あり）

**議長（小林洋之君）** はい、桜沢恒友君。

**19番（桜沢恒友君）** ただいまの連合長の答弁でございますけれども、民間の関係と、その広域連合単独の、その辺のあれをまだはっきり言い切れない段階だとは思いますが、それと、もう一つは、これからの施設に関しては先程も出ましたけれども、その全て個室になるし、入所者の負担が今までよりも5万円くらい重くなるのではないかと。この辺については、私もちょっとその辺を質してみたんですが、これに対しては、軽減措置があると。3万円くらいの軽減措置がなされているようなことがございまして、これではそれほどの大きな差額ではないと、まあこんなふうに思うわけです。まああの、先程もお願いしましたけれども、私は本日の連合長の栄村を前提としてこれから検討に入るという言葉の重さというのは、いわゆる正副広域連合長のそれぞれの一致した見解よっての連合長の答弁だと、こう解釈するわけですが。実は私は、本日一番しんがりになりましたので、冒頭であればその各それぞれの自治体の長として、責任あるまた見識の深い、私は日頃から敬意と尊敬を抱いている副連合長の方々からも一言ずついただきたいと、こんなふうに思っていたわけですが、連合長の答弁によりまして、その辺はいわゆる正副広域連合長会議の中で、全会一致という形の中での、栄村を前提としたこれからの検討に入る、そういう解釈をしたわけで、それぞれの副連合長さんには、差し控えるという気持ちに変わったわけで、この辺が果たして私の理解しているのが正しいのかどうか、これが1点。それと先程も申し上げましたように、栄村という位置決定を私はなるべく早い時点で回答を出すべきであろうし、出していただきたいと思うわけでありまして、この2点についてご答弁をお願いいたします。

**議長（小林洋之君）** 綿貫広域連合長。

**広域連合長（綿貫隆夫君）** 言葉が一人歩きしていきますと、かえって誤解を招くことになりますので、今のご質問にそれぞれお答えをするときには、そんな気持ちでお答えをしたいと思います。この連合の特別養護老人ホームの設置につきましては、基本原則としてそれぞれの市町村が一つずつ持つべきだという前提はございません。ですから、そういうふうな論議だけでことを進めると不合理性も出てくるであろうというふうには考えております。しかも特に、介護保険制度に変わりました。これまでの一部事務組合の時の流れに比べますと、様々な制度が変わってきたわけでございます。従いまして、今度入所する人も自分はおそこの施設に入りたい、自分の方から選ぶことが原則できるようなシステムに変わったわけでございます。かつては措置でございましたので、ここへ行ってください、こういうような形でもうそこに行くようになっていたと思います。それら諸種の事情が変わって参りました上に、民間も参入をして事業としてやっていけるときは是非やっていきたいという大きな意欲を持っている時代になってきたわけでございます。従いまして、諸般の事情も考慮しながらことは進めていく必要があるから、いわゆる何でもかんでも行うというその場所をまず前提に全てして、それが99.9%全ての内容を決める問題だというふうな理解ではなく、やはり今各市町村も非常に財源的にも大変な時代でございます。従いまして、どんなよう

な条件が浮かび上がってくるかは、それぞれの首長さん方も大変注目して見ているところだと思いますので、そこへ施設を作っていくためには、何とかそれならいいなという条件をつかんでですね、是非そういう方向にもっていければいいなと皆さん強く願ってはいると思いますが、状況を先ずしっかりテーブルに載せて見て頂きながら、検討をしていきたいというものが残された問題でございまして、従いましてただらいつまでも結論を出さないわけには行かない今状況でございまして、なるべく早くに、「あっ、そういう条件なら大いに栄村さんでいいじゃないか」というような方向にもっていけるように、こちらも真剣にやっていきたい、こう思っているわけでございます。

(「議長」という声あり)

**議長(小林洋之君)** はい、桜沢恒友君。

**19番(桜沢恒友君)** 今の情勢下、或いは諸般の事情そういった面は私も理解をしているつもりでございます。いろいろそれぞれの自治体も7つあるんですから、もろもろございましょうし、そういう観点は私も理解をしているつもりでございます。しつこいようですけれども、なるべく次回のこの問題についての話し合いを早い時点でお持ちになって、その辺のひとつ取り組みにかかって頂きたいと。ご理解あるそれぞれの首長さんの集まりでございまして、私があまり心配する必要はないかと思っておりますけれども、ひとつ最大限のご理解を示していただきたいと思ひまして、お願いと同時に、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長(小林洋之君)** 以上をもちまして、桜沢恒友君の質問を終結いたします。

---

### 3 討論、採決

**議長(小林洋之君)** 日程3、討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。

討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

---

**議長(小林洋之君)** ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 3時05分)

---

(再開)

(午後 3時27分)

**議長(小林洋之君)** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

### 発言の取り消し

**議長(小林洋之君)** 先程の、桜沢議員の質問の中で、道路除雪について一部不適切な発言があり、本人か

ら削除の申し出がありましたので、これを許可することにし、取り扱いは議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしとし、そのようをお願いいたします。

---

**議長(小林洋之君)** それでは、討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号、平成15年度一般会計予算から、議案第11号、平成15年度公平委員会特別会計予算までの11議案について一括して採決いたします。

おはかりいたします。

議案第1号から、議案第11号までの11議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第1号から、議案第11号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、公平委員会委員の選任の同意について、を採決いたします。

おはかりいたします。

議案第12号について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり同意されました。

---

**議長(小林洋之君)** 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長から、あいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 第1回の北信広域連合議会全てにわたりましてご熱心に討議をいただきまして提案いたしました案件につきまして、全てご理解、御採決いただきましてありがとうございました。国県の姿勢として、地方自治体も大変な課題を抱えている昨今でございますけれども、広域連合としても福祉事業を中心とした様々な課題を推進していかなくてはいけないわけございまして、ますます大事な議会になっていくなという感じがしております。その中で各議員におかれましては様々な情報をお集めくださいまして、またいろいろなお提案を含めてよろしくをお願いをしたいと思います。大変長時間ありがとうございました。

#### 4 閉 会

議長（小林洋之君） 以上をもちまして、平成15年第1回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労様ございました。

（閉 会）

（午後 3時31分）

---

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成15年 4月30日

北 信 広 域 連 合 議 会

議 長 小 林 洋 之

署名議員 高 木 尚 史

署名議員 山 崎 一 郎